大分市国土強靭化地域計画

～ 素 案 ～

～ はじめに ～

我が国は、これまで度重なる大規模自然災害から得られた教訓を踏まえて、災害対策基本法の制定をはじめとした様々な防災対策を講じてきました。しかしながら、その歴史を振り返ると、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。

こうした事態を避けるためには、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、先ずは人命を守り、致命的な被害を回避し、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築しておくことが重要とされ、国は、平成２５年１２月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」を公布・施行し、平成２６年６月、同法に基づく「国土強靭化基本計画」を策定しました。

国土強靱化を実効性のあるものとするためには、国のみならず、地方公共団体や民間事業者、市民などの関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、本市においても、南海トラフを震源とする巨大地震や、これまで経験したことのない集中豪雨などの大規模自然災害に対し、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた安全・安心な地域・経済社会の構築に向けて、国や県などと一体となって強靱化に関する施策を計画的に推進するために、「大分市国土強靱化地域計画」を策定しました。

今後は、本計画を基本として、国土強靭化に関する施策を効率的、効果的に実施し、強靱な地域づくりを計画的に進めていくこととします。

目　次

（頁）

第 1 章　計画策定の趣旨、位置づけ ･････････････････ P. 1

第 2 章　強靱化の基本的考え方 ･･････････････････････ P. 3

第 3 章　対象とする自然災害 ･･････････････････････････ P. 5

第 4 章　脆弱性評価 ･･････････････････････････････････ P. 10

第 5 章　地域強靱化の推進方針 ･･････････････････････ P. 14

第 6 章　計画の推進と重点化 ･･････････････････････････ P. 42

（用語の説明） ･･････････････････････････････ P. 44

（部 局 一 覧） ･･････････････････････････････ P. 47

（別紙１）施策分野ごとの脆弱性評価結果 ･････････････ P. 48

（別紙２）プログラムごとの脆弱性評価結果 ･･････････ P. 58

第１章　計画策定の趣旨、位置づけ

１ 計画策定の趣旨

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。平成２５年１２月公布・施行）の前文では、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模自然災害等の脅威に触れた上で、「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」としている。国においては、この基本法に基づき、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成２６年６月に策定し、基本計画を基本として関係する国の計画等の必要な見直しを進めることにより国土強靱化に関する施策を推進し、強靱な国づくりを計画的に進めていくとしている。このことを受けて、大分県においても、「大分県地域強靱化計画」を平成２７年１１月に策定した。

本市においても、今後３０年以内の発生確率が７０％程度とされている南海トラフを震源とする海溝型地震や平成２８年熊本地震のような内陸の活断層で発生する地震、これまで経験したことのない集中豪雨、近年、大型化する台風などによる被害が危惧される中、基本法の理念に基づき、平時から事前の備えを行っておくことが重要である。よって、大規模自然災害に対して、市民の生命や財産を守り、地域・経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくり（以下「地域強靱化」という。）を計画的に推進するために、「大分市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。)」を策定する。

２ 計画の位置づけ

本計画は、基本法第１３条に基づき、大規模自然災害に対して、本市が十分な強靱性を発揮できるよう、施策を総合的かつ計画的に推進していくため策定するものである。また、本市における様々な分野の計画等において地域強靱化に関する施策の指針となるべきものであり、国における基本計画と同様に、下図のとおり、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有するものである。

なお、本計画の策定においては、本市における最上位計画である総合計画と整合・調和を図ることに留意した。

－アンブレラ計画のイメージ－

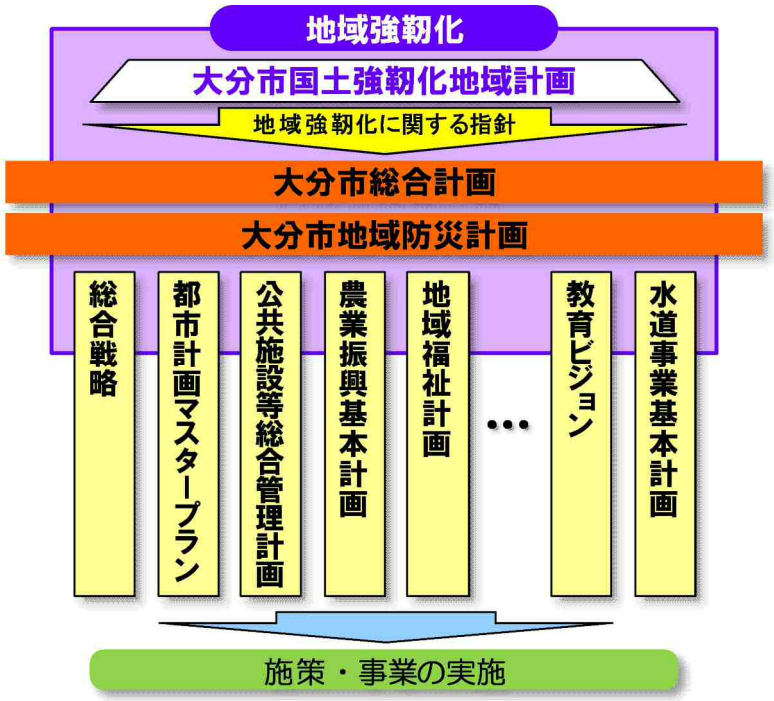

また、本計画は、基本法第１４条に「基本計画と調和が保たれたものでなければならない」と規定されており、国の基本計画と地域計画の関係は下図のとおりである。

さらに、国が示した国土強靭化地域計画策定ガイドラインでは、「都道府県と当該都道府県区域内の市町村間において、十分な連携を図りながら、基本計画と地域計画との調和を保つことと同様に、関係する地域強靭化計画相互の調和が確保されたものとなるよう留意する必要がある」とされている。

上記を踏まえ、本市においては強靭化を推進する上で、国・県と相互に連携・調和を図りながら取組みを推進していくこととする。

－国土強靭化基本計画及び国土強靭化地域計画の関係－

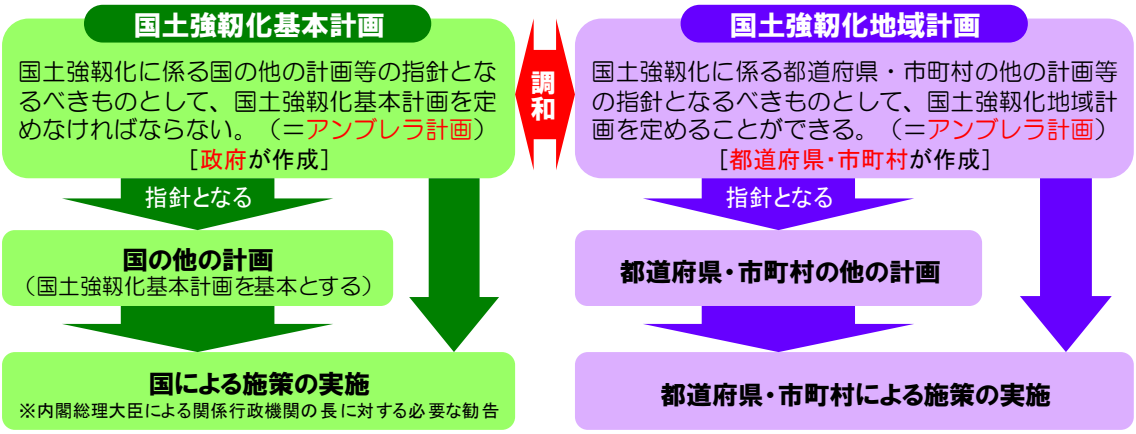

第２章　強靭化の基本的考え方

１ 基本目標

東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、総合的な対応を、長期的な展望に立ち行っていくことが必要である。

このため、いかなる災害等が発生しようとも、本市における「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靭化を推進するために、国及び県と調和を保つことを踏まえ、下記の４つを基本目標とする。

① 人命の保護が最大限図られること
② 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④ 迅速な復旧復興

２ 基本的な方針

地域強靭化を取り組んでいくにあたり、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靭な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

（１）　地域強靭化の取組み姿勢

① 本市の強靭性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証し取組みを推進
② 本市が有する抵抗力、回復力、適応力の強化と潜在力の引き出し
③ 地域間連携の強化による相互応援体制の構築

（２）　適切な施策の組み合わせ

① ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進
② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市）と民（住民、民間事業者等）が適切に役割分担し連携協力
③ 非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫

（３）　効率的な施策の推進

① 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること

② 既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進

（４）　地域の特性に応じた施策の推進

① コミュニティ機能の維持･向上、地域における強靭化推進の担い手が活動できる環境整備

② 女性、高齢者、子ども、障がい者等への配慮

③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮

３ 基本的な進め方

「地域強靭化」は、いわば本市のリスクマネジメントであり、以下のＰＤＣＡサイクルを繰り返すことにより、本市全体の強靭化の取組みを推進する。

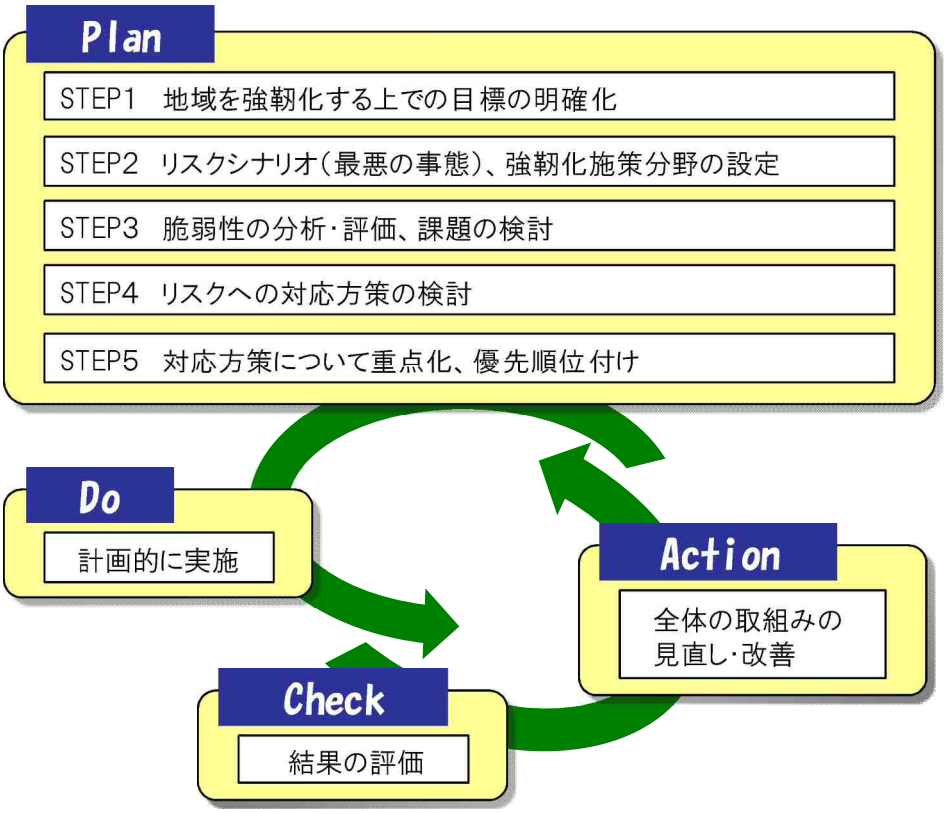

なお、国の基本計画では、「脆弱性の分析・評価」及び「リスクへの対応方策の検討」に当たっては、仮に起きれば致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために現状で何が不足し、これから何をするべきか、という視点から、部局横断的な「プログラム」（目標を達成するための施策の集まり）を検討するアプローチが導入されており、本計画においても国が用いた手法を参考にして策定を行うこととした。

第３章　対象とする自然災害

１　本市の特性

（１）地勢

本市は、大分県の中央部に位置し、北は別府湾に面し、その広ぼうは東西 50.8 ㎞、南北 24.4 ㎞に及び、面積は 502.39㎢を有している。

また、九州脊梁山地に源を発する大野川、大分川の二つの一級河川が大分市街地を貫流して別府湾に注いでおり、この河川沿いには、広大な大分平野が形成されている。

なお、現在は市街地化が進行しているほか、河口部では新産業都市計画等による埋め立地が多く形成され、土地利用の高度化も行われている。

（２）気象

本市は、温暖少雨を特色とする瀬戸内型気候区に属しており、年平均気温は 16.4 度で、比較的夏は涼しく冬は暖かい地域である。

また、大分市の年間降水量は 1644.6 ㎜で、降水量が多いのは、６～７月の梅雨期と８～９月の台風期である。６～９月の４か月間に年間降水量の約５６％を記録する。

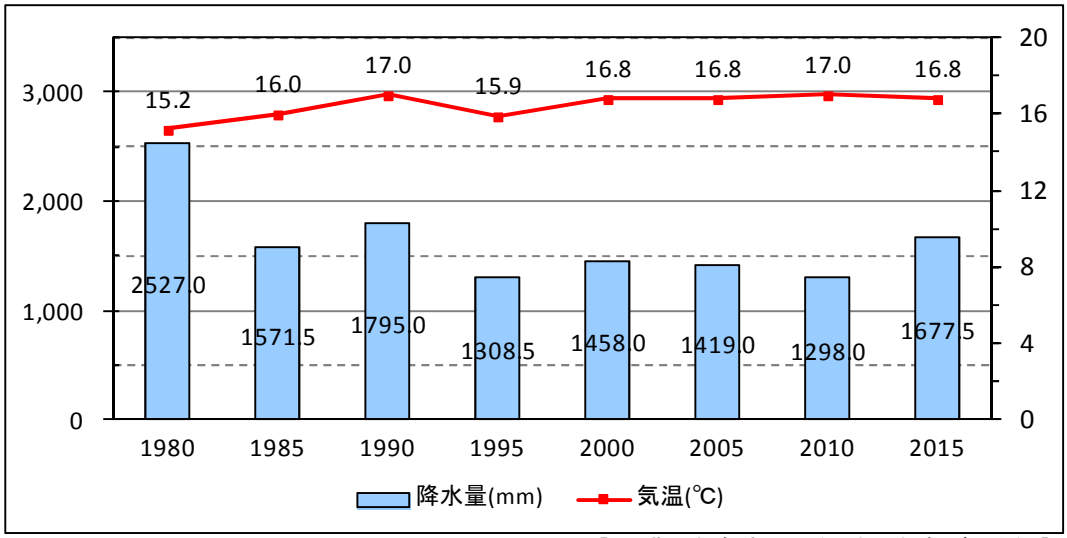

［ 出典：気象庁ＨＰ（過去の気象データ）］

（３）人口構造

2015（平成 27）年国勢調査によると、本市の総人口は 478,335 人、世帯数は 203,286 世帯である。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、2015（平成 27）年をピークに人口減少に転じるものと見込まれている。

世帯数は、人口が微増傾向の中、増え続けているが、一世帯当たりの世帯人員は減少傾向にある。

また、社人研の推計によると、このままの状況で人口が推移していけば、2010（平成 22）年から 2040（平成 52）年までの 30 年間で、本市の総人口は約 3.6 万人、生産年

齢人口(15 歳から 64 歳)は約 6.5 万人減少する一方、老年人口(65 歳以上)は約 5.3 万人増加し、高齢化率は 34%に達すると予測されている。

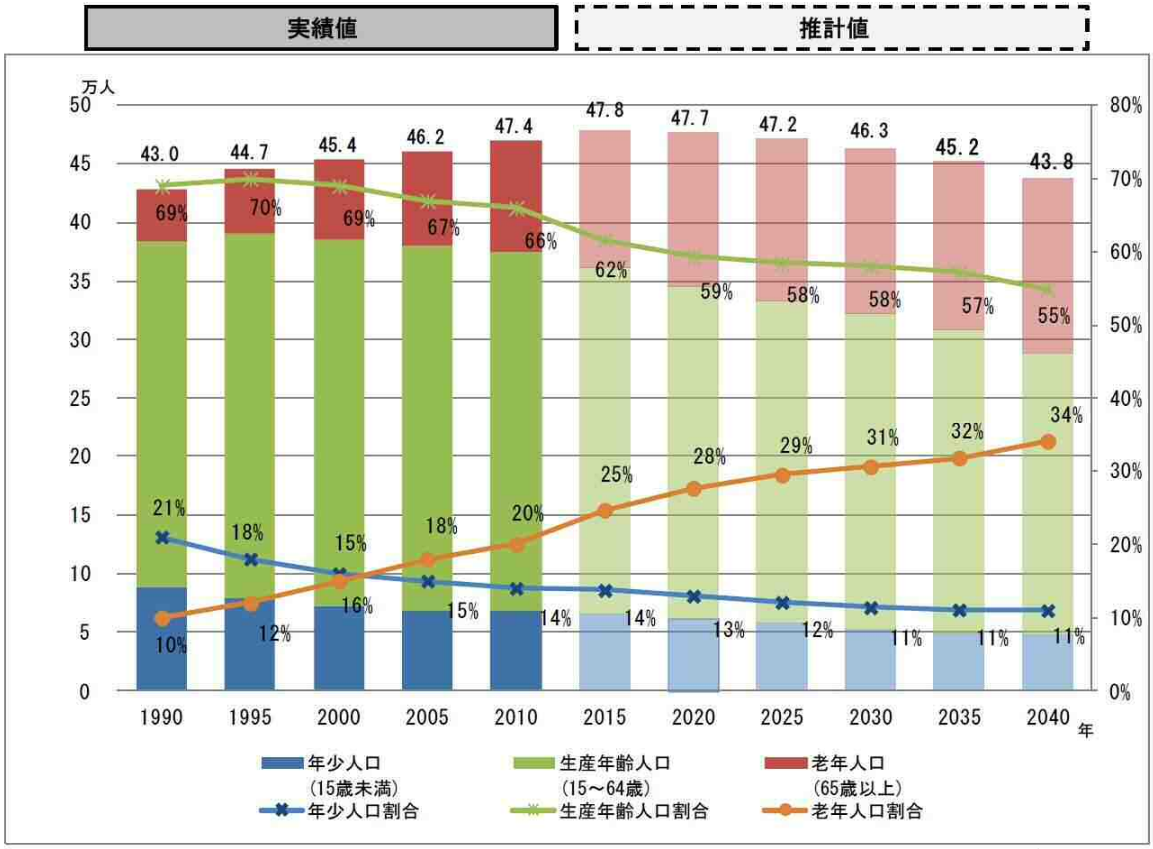

※1 2010（平成 22）年まで総務省統計局「国勢調査」
※2 2015（平成 27）年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計
※3 2000（平成 12）年以前の人口は、旧佐賀関町、野津原町の人口を含む

［ 出典：大分市人口ビジョン ］

２ 対象とする自然災害

本計画の災害リスクは、以下のような市内全域に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象とする。

（１）地震・津波

本市が主に被害を受ける地震には、海溝型地震（南海トラフ、日向灘、安芸灘、伊予灘～豊後水道を震源とする地震）と内陸の活断層で発生する地震（別府湾－日出生断層帯、大分平野－由布院断層帯を震源とする地震）があり、地震動による建物の倒壊や斜面の崩落、液状化などによる被害が考えられる。

また、海域で発生した場合は津波による浸水被害も考えられる。

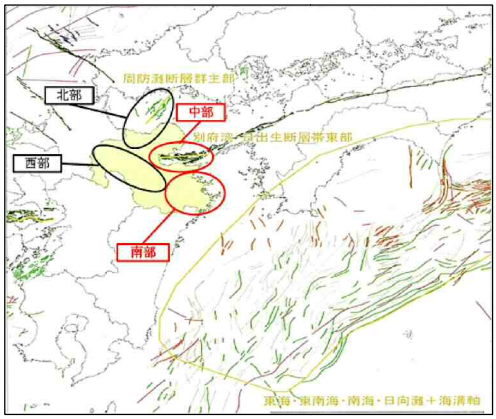

南海トラフ、日向灘周辺活断層図
［ 応用地質㈱調査報告資料引用編集 ］

東北地方太平洋沖地震の津波被害
［ 出典：岩手県釜石市 ］

ア．　海溝型地震の特性

海溝型地震は、地震の規模を示すマグニチュードが８クラスの巨大地震になることが多く、津波を伴って被害が広範囲に及ぶ傾向にある。特に、平成２３年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）のように、広域に浸水被害が及ぶことが考えられる。

イ．内陸の活断層で発生する地震の特性

内陸の活断層で発生する地震は、海溝型地震と比べると地震のマグニチュードは比較的小さいものの、平成２８年熊本地震のように震源が浅い場合、地震動が大きくなり被害が甚大になる可能性がある。特に、平成７年兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）のように、都市部の直下で発生した場合、地震動による建物の倒壊や火災、ライフラインの断絶、地盤の液状化などによる大規模な被害の発生が考えられる。

とりわけ、南海トラフを領域とするマグニチュード８～９規模の海溝型地震が発生する確率は、今後３０年以内に７０％程度とされ、広域に影響を及ぼすと想定されている。

【南海トラフ沿いで発生する地震（震度の最大値の分布図）】

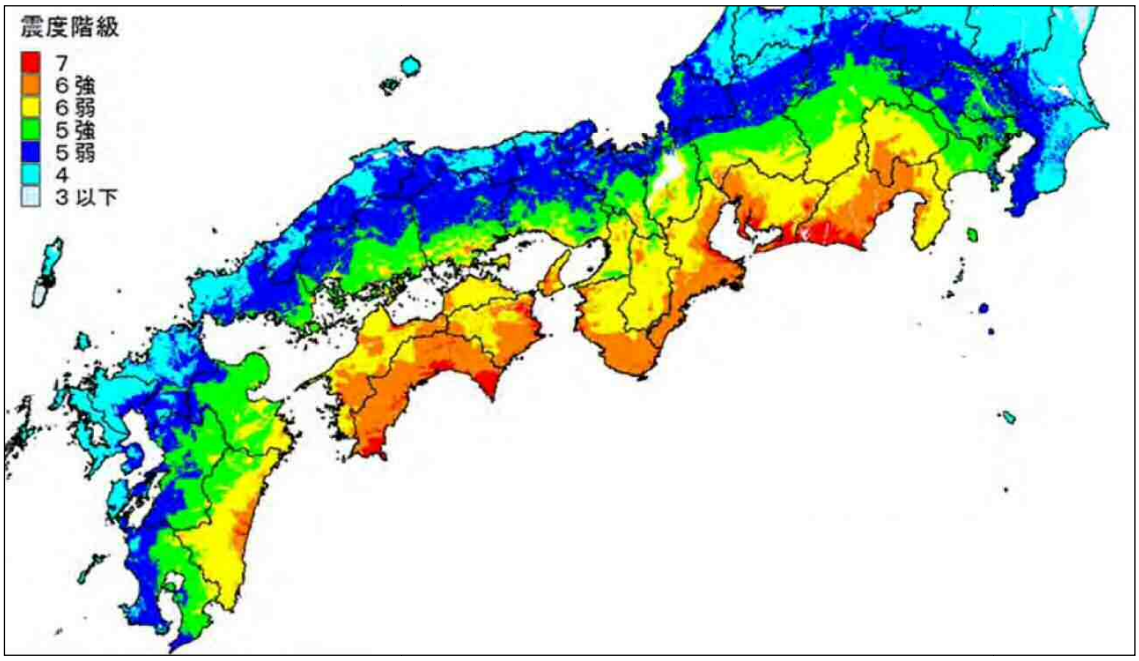

［ 出典：中央防災会議資料 ］

この南海トラフ地震について、大分県は「大分県津波浸水予測調査」及び「大分県地震津波被害想定調査」を実施しており、本市においても甚大な被害が想定されている。

また、平成２５年１２月に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が施行され、本市は、平成２７年３月、「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されるとともに、特に著しい津波災害が予想される「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

【南海トラフを震源とする地震による人的及び建物の被害について】

〈想定ケース〉堤防が機能しないとした場合：冬18時

	人的被害（人）		建物被害（棟）		災害発生１日後の避難者数（人）		
	死者	負傷者	全壊	半壊	避難所内	避難所外	合計
大分県	21,923	6,325	30,095	51,371	109,562	58,995	168,557
大分市	5,185	3,087	4,684	17,706	61,532	33,132	94,664

［ 出典：大分県地震津波被害想定調査報告 ］

（２）風水害

本市は、これまで台風により多くの被害を受けてきた。また、大分川・大野川の２つの一級河川が市街地を貫流しており、堤防決壊などによる大規模な河川氾濫は甚大な被害を招く可能性がある。さらに、市域内には、約 2,000 箇所の土砂災害危険箇所があり、大雨により各地で災害が起きる可能性がある。

大分市の一級河川（大分川・大野川）
［ 出典：国土地理院の電子地形図 ］

【大分市に災害を起こした主な台風の記録とその被害】

台風来襲日	総降水量（mm）	台風の経路	市内の主な被害
昭和49年 9月7～9日 **台風7418号**	208.5	枕崎市上陸、県南部から豊後水道に抜けた。	死者2名、負傷者3名、 家屋全壊27棟、半壊21棟、 床上浸水1,355棟、床下浸水4,917棟
昭和51年 9月7～13日 **台風7617号**	428.5	九州南海上で12日午前中まで停滞、12日午後から北北東に進み13日長崎市付近に上陸	死者2名、負傷者6名、 家屋全壊4棟、半壊5棟、 床上浸水1,102棟、床下浸水5,078棟
平成5年 9月3～4日 **台風9313号**	422.0	薩摩半島に上陸、佐伯市付近を通り豊後水道に抜けた。	死者1名、負傷者9名、 家屋全壊6棟、半壊38棟、 床上浸水901棟、床下侵水2,713棟
平成17年 9月5～6日 **台風0514号**	375.0	屋久島の西海上から九州の西岸に沿い天草付近を通過し長崎の諫早市付近に上陸し、玄海灘に抜けた。	負傷者4名、 家屋半壊4棟、一部損壊88棟、 床上浸水126棟、床下浸水375棟

近年、平成２４年７月の九州北部豪雨や平成２６年８月の豪雨による広島土砂災害、平成２７年９月の関東・東北豪雨など、全国各地でこれまで経験したことのない集中豪雨による甚大な被害が生じており、本市においても同様の災害が発生する可能性は否定できない。

平成２４年７月の九州北部豪雨
［ 出典 : 国土交通省九州地方整備局撮影の空中写真 ］

平成２６年８月豪雨による広島土砂災害
［ 出典 : 国土地理院撮影の空中写真 ］

第４章　脆弱性評価

１ 評価の枠組み及び手順

平成２５年１２月１７日に国土強靱化推進本部で決定した「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」に準じ、次の枠組み及び手順により大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った。

（１）想定するリスク

市民生活・市民経済に影響を及ぼすことが予想される災害リスクとしては、自然災害のほかに、コンビナート災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、南海トラフ地震では、国難とも言うべき甚大な被害が見込まれていることや、これまで経験したことのない集中豪雨、台風などの大規模自然災害は一度発生すれば、市内全域に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画においては、それらの大規模自然災害を想定した評価を実施した。

（２）施策分野

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うこととされており（基本法第１７条第４項）、下記のとおり、７つの個別施策分野と３つの横断的分野として設定した。

＜個別施策分野＞

Ａ．行政機能
Ｂ．住宅・都市・環境
Ｃ．保健医療・福祉・教育
Ｄ．産業・エネルギー・情報通信
Ｅ．交通・物流
Ｆ．農林水産
Ｇ．地域防災

＜横断的分野＞

① リスクコミュニケーション
② 地域活性化・地域の生活機能の維持
③ 老朽化対策

（３）目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととしている（基本法第１７条第３項）。この起きてはならない最悪の事態に関しては、８つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして３２の「起きてはならない最悪の事態」を以下のとおり設定した。

－ 起きてはならない最悪の事態 －

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅・特定建築物・交通施設等の大規模な倒壊・火災による死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	異常気象等による長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助･救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食糧･飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	情報通信の麻痺・長期停止
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		5-2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
		5-4	食糧等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	農地・森林等の荒廃や、ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出
		7-6	風評被害等による市内経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（４）評価の実施手順

脆弱性評価は、国が実施した手法を参考に、以下の手順で行った。

① 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策を抽出する
② 個別の施策の課題を分析するとともに、達成度や進捗を把握する
③ ①で抽出した施策を部局横断的な「プログラム(施策の集まり)」として整理する
④ ②の分析をもとに各プログラムの達成度や進捗を把握する
⑤ プログラムごとの現状の脆弱性を総合的に分析し評価を行う
⑥ 施策分野ごとの現状の脆弱性を総合的に分析し評価を行う

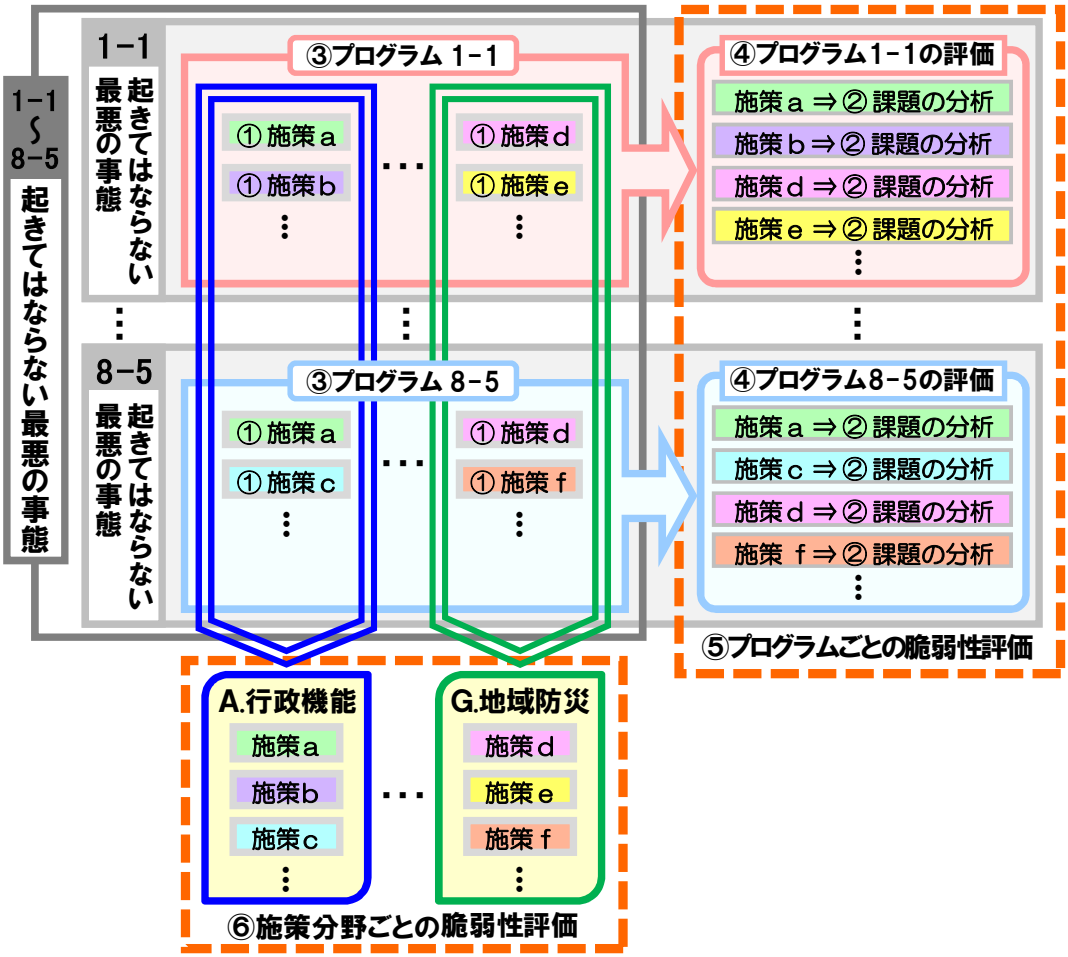

大規模自然災害等に対する脆弱性の評価は、いわば市の健康診断であり、リスクに対してどこに脆弱性があるのかを、改めて検討するもので、施策を効率的・効果的に進める上で必要不可欠なプロセスである。

なお、個別施策ごとの課題分析に当たっては、できる限り進捗状況を示す指標を設定することとし、プログラムごとの達成度・進捗の把握に当たっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、プログラムごとに代表的な指標をできる限り選定した。

また、国及び県や民間事業者等が独自に行っている取組み等も、必要に応じて評価の対象に含めることとする。

２ 評価結果

評価結果は、別紙１、２のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

（１）ハード対策とソフト対策の適切な組合せが必要

地域強靭化に関する施策については、各部局の計画に沿って取組みを進めているが、想定を超える災害に対する実施能力や財源に限りがあることを踏まえなければならない。よって、今後もこの取組みを推進し、できるだけ早期に高水準なものとするためには、プログラムの重点化を図るとともに、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

（２）代替性・冗長性等の確保が必要

最悪の事態の要因となる災害等に対応するためには、個々の施設の耐災害性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政機能、産業・エネルギー・情報通信、交通・物流等の分野においては、そのシステム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、発災時にも機能する非常用電源の確保やバックアップ体制の整備等により、代替性・冗長性を確保する必要がある。

（３）庁内横断的な取組みと国・県、民間事業者、市民等との連携が必要

地域強靭化の取組みは、本市のみでなく、国・県、民間事業者、市民等の各主体も含め多岐に渡る。効率的･効果的に地域強靭化の取組みを実施するためには、複数の部局による庁内横断的な取組みを推進するとともに、各実施主体間における連携と協力が必要である。

第５章　地域強靭化の推進方針

脆弱性評価の結果（別紙１、２）を踏まえ、地域強靭化に係る施策の取組み方針として、以下のとおり強靭化の推進方針を策定した。

これらの推進方針は、相互に関連する事項があるため、主管する部局等を明確にしたうえで、関係部局等との推進体制を構築し必要な調整を図るなど、施策の推進の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

なお、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策が、複数の事態の回避に資することが多いことから、重複する項目を排除するとともに、実効性向上の観点から、施策分野ごとに整理した「施策分野ごとの推進方針」を第１節に示す。また、「施策分野ごとの推進方針」のもととなった「起きてはならない最悪の事態」ごとに推進方針をとりまとめた「プログラムごとの推進方針」を第２節に示す。

１　施策分野ごとの推進方針

第４章で設定した７つの個別施策分野と３つの横断的分野について、それぞれの推進方針を以下に示す。

≪個別施策分野≫

Ａ．行政機能

○ 地方行政機関等の機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能が維持されるよう、業務継続計画を策定しているが、訓練等を通じて、実効性を高め、見直しを図る。【総務】【財務】3-1

○ 災害対策本部を設置する本庁舎等は、防災拠点施設として重要であることから、更なる耐震性能の向上を図るとともに、受変電設備の高架化などにより浸水対策を行う。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化及び吊り天井等の非構造部材の耐震対策について、引き続き実施し、電力供給遮断などの非常時に行政機能を維持する電力を確保する。【財務】【福保】【都計】【教委】3-1

○ 広域的かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える業務が発生するおそれがあることから、災害ボランティア等の受入体制を確立する。また、救助活動・物資集積等の拠点整備や受援計画を策定していくとともに、職員派遣等の広域応援について定めた「九州九都市災害時相互応援に関する協定」、「中核市災害相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠

隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定の適切な運用により、復旧・復興を円滑に進める体制を確立する。【総務】【福保】【消防】8-2

○ 大規模災害時に迅速かつ的確に対応できる防災体制の強化を図るには、防災関係機関との連携が重要となるため、防災関係機関との合同訓練等を行い、相互の業務を理解し、災害時の応急対策をより円滑に実施できるよう連携強化を図る。【総務】【消防】2-3

○ 大規模な市街地火災や津波火災に対する活動能力を高めるため、消防活動に必要な施設の充実強化及び消防団の活動支援等を推進する。また、火災予防の推進や安全対策の推進、各種訓練等により災害対応能力の向上や、応急対応をより円滑に実施できるよう、防災関係機関との更なる連携強化を図る。【総務】【消防】1-1, 2-3, 7-1

○ 災害時の遺体処理に関する対策の検討を進める。【市民】【福保】2-6

B．住宅・都市・環境

○ 住宅・建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、人的・物的被害双方の軽減を目指し、耐震診断、耐震改修の補助制度の周知や支援等により、目標達成に向けたきめ細かな対策を行うとともに、吊り天井など非構造部材の耐震対策も併せて推進する。【財務】【都計】【教委】1-1

○ 災害時の円滑な住宅供給確保を可能とするため、「応急仮設住宅供給・居住確保マニュアル」の充実を図る。【土建】8-3

○ 沿道地域への防火地域などの指定による沿道建築物の不燃化の促進を図るとともに、都市の骨格となる街路等の整備や、狭隘道路の拡幅による密集市街地の改善、公園・緑地・広場等の整備を推進する。【土建】【都計】1-1, 2-3, 7-1

○ 災害後の円滑な復旧・復興に資するため、地籍調査の更なる推進を図る。【都計】8-4

○ 大規模造成地マップを作成・公表し、市民の防災意識の向上を図り、所有者に宅地の安全性向上を促すとともに、面的に行う滑動崩落対策等の検討を行う。また、被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など災害時に必要となる人材の育成・確保を行う。【都計】1-1, 7-3

○ 災害時に徒歩で生活し自立できるコンパクトな都市づくりを推進する。また、道路の防災・震災対策や無電柱化、緊急輸送道路における橋梁の耐震化・補修、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化など、洪水・土砂災害・地震・津波・雪害等の対策を引き続き推進するとともに、現状の施策では十分な対応ができない場合に備え対策を検討する。＜国＞＜県＞【農水】【土建】【都計】
1-1, 1-3, 2-2, 3-1, 5-1, 5-3, 6-4

○ 津波からの避難を確実に行うため、避難場所、避難路の確保や関係機関が連携した護岸補強等の推進、津波避難計画の策定の促進、早期避難の意識の醸成等のハード・ソフト対策を適切に組み合わせて実施する。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【農水】【土建】【下水】【教委】1-2

○ 河川改修などの施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所を重点的・集中的に行う。また、災害復旧を迅速に実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携した計画策定や必要な施設・資機材の整備を推進する。【土建】【下水】1-3,8-5

○ 過去の台風により、床上浸水など大きな被害が生じた地区を中心に雨水排水ポンプ場を建設しており、引き続き、管渠等の排水施設の整備を推進する。【下水】1-3

○ 土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を行う土砂災害警戒区域等の指定を促進し、土砂災害対策事業等のハード対策や、土砂災害ハザードマップによる危険性や早期避難の重要性に関する啓発等のソフト対策を継続する。また、土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に情報収集・市民へ提供するための体制整備を引き続き推進する。＜県＞【総務】【土建】1-4,1-5

○ 水道施設の老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進するとともに、応急給水体制の確立、広域的な応援体制の構築を進める。併せて、災害時に早期復旧できるように関係機関との相互応援協定に基づいた資機材確保の強化を図る。【水道】2-1,6-2

○ 水道施設の基幹管路や浄水場等の耐震化は、各更新(耐震化)計画等に基づき行うが、アセットマネジメントの視点により、業務量、経費の標準化を図る。また、災害時の電力遮断に備え、自家発電設備の設置による電力の確保対策の検討を進める。【水道】6-2

○ 大規模災害時、職員も被災することを前提に、水道局の業務遂行能力の低下が想定されることから、非常時の水道水の供給継続の検討や、訓練等を通じて事業継続計画の充実を図る。【水道】6-2

○ 大規模災害時には、生活用水が不足する事態が想定されることから、災害時市民開放井戸や雨水等の水資源の有効利用について普及･促進を図る。【総務】【下水】6-2

○ 農業集落排水施設の老朽化対策、耐震化や、下水道施設(処理場、ポンプ場、主要な管渠等)の老朽化対策や耐震化・耐津波化を図り、被災時の公衆衛生を確保する。【農水】【下水】2-6,6-3

○ 災害時における下水道機能の継続・早期回復を迅速に行うため、訓練等を通じて、実効性のあるBCPとするため、必要に応じ見直しを図る。【下水】2-6,6-3

○ 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するため、関係事業者による流出防止措置の徹底や、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進し、引き続き関係機関と連携し対応する。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【環境】7-5

○ 災害廃棄物処理計画の策定を推進していくとともに、仮置場所等候補地の公有地や民有地の活用について、具体的な候補地の選定を進める。【環境】8-1

○ 各清掃工場の点検を着実に実施しているが、南海トラフ巨大地震などによる工場被災も想定し更新計画の策定を進める。また、プラントメーカー等と清掃工場の損壊が発生した場合の応援復旧に関する協定を検討する。【環境】8-1

○ 住民の衛生確保、地域生活の早急な復興のためには、日常生活ごみ・し尿、避難所ごみ、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理していかなければならないことから、ごみ・し尿収集運搬体制の確立に向け、災害規模に応じた収集運搬計画を策定するとともに、九州九都市災害時相互応援に関する協定、大分県及び市町村相互間の災害時応援協定を基に、収集・運搬・処分について具体的な対応方法について検討する。【環境】8-1

○ 近隣の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、本市における原子力防災の基本的事項を定めた地域防災計画(風水害等対策編)に基づき、各関係機関と連携を強化し原子力災害対策を推進する。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】7-5

C．保健医療・福祉・教育

○ 広域的かつ大規模な災害の場合、多くの市民が負傷し応急処置・輸送・治療能力等が不足するおそれがあることから、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討を進める。＜民間事業者＞【総務】【福保】【消防】2-5

○ 救命効果の更なる向上を目指し、救急救命士の育成など救急業務の高度化を推進するとともに、医療機関、災害派遣医療チーム(DMAT)との連携強化を図る。また、インフラが被災すると災害派遣医療チーム(DMAT)等の活動や医療機関などへのエネルギー供給が制限されてしまうため、医療機能等を提供できないおそれがあることから、災害時の情報収集方法、燃料や水の供給体制の構築を図る。【消防】【福保】2-5

○ 大規模災害時には、指定避難所での生活が困難な障がい者や高齢者等が多数、避難することが考えられることから、福祉避難所を開設するための体制づくりに取り組むとともに、福祉施設等との協定を推進する。また、指定避難所等で、被災者に対する医療または助産を実施するため、救護所の開設など、医療活動等を支える取組みを着実に行う。【福保】2-5,2-6

○ 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿や個別計画の作成、避難訓練の支援などを推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。【総務】【福保】1-2,2-3

○ 子どもたちが防災に関する正しい知識を身につけ、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭や学校などにおける取組みを通じて、防災教育を推進するとともに、将来に地域防災において活躍できる人材を育成するための取組みを推進し、地域防災力の向上を図る。【総務】【福保】【教委】【消防】1-5

○ 感染症の発生防止のため、平時から予防接種の接種率の向上に取り組む。また、消毒や害虫駆除においては、平時に加え災害発生時に、より迅速的確に実施できるよう体制を構築する。【福保】【環境】2-6

○ 大分市社会福祉協議会が設置予定の「大分市災害ボランティアネットワーク協議会」へ参加し、連絡調整等の確認及び受け入れ体制の整備を図る。【福保】8-2

D．産業・エネルギー・情報通信

○ 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには企業ごとのＢＣＰ策定に加え、企業が連携したBCPの策定を推進する。＜県＞＜民間事業者＞5-1

○ 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に実施することにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進する。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【消防】5-2,6-1,7-2,7-5

○ 地震や津波による被害を最小化するため、国・県・民間と連携しコンビナートに係る護岸や堤防等の強化等の地震・津波・液状化対策を着実に推進する 。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【土建】5-2,6-1,7-2,8-5

○ 道路啓開等を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されていることから、担い手の確保・育成の観点を踏まえた就労環境の改善等を図る。【総務】8-2

○ 風評被害による商店街団体や各種業界団体等への事業活動の影響を防ぐため、平素から関係団体や県などの関係機関との連携を強化し、正しい情報が迅速に発信できる体制を構築する。また、大規模な自然災害の場合、中小企業等の事業活動に著しい支障が生じることから、資金繰りや復旧に要する資金を円滑に供給するため、県や金融機関等と連携し、金融相談体制の充実と融資制度の周知を図る。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【商労】5-1,7-6

○ 観光面での影響の広がりを防ぐため、観光施設、宿泊施設、交通機関等の正確な情報を収集し、迅速に発信する体制を構築する。また、観光自粛ムードを払拭するため、国や県等の関係機関との更なる連携強化を図る。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【商労】7-6

○ 再生可能エネルギーの普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組みを進めてきたが、引き続き、再生可能エネルギーの導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を進める。【企画】【環境】【下水】2-5,5-1,6-1

○ Ｊアラート自動起動機や同報系防災行政無線の整備、災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の提供により、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を進めており、情報を共有するシステム整備や移動系防災行政無線等の通信設備の充実などの取組みを着実に推進する。【総務】【企画】1-5,3-1,4-1

○ 携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話通信事業者の協力を得ながら、通信環境の改善を図る。【企画】4-1

○ 本市を訪れた外国人をはじめとする観光客に対して、観光施設等に配置した本市の観光情報をはじめ防災情報も取得できるWi-Fi設備について、設置場所や活用方法を様々な手段を通じて周知を行う。【商労】1-5

○ 外国籍を有する市民等に向け、多言語化した避難情報や防災ガイド、避難所マップなどを掲載している国際化情報ホームページ「大分市国際交流WEB」を通じ、最新の災害情報を発信するとともに、様々な機会を活かして本サイトの更なる周知を図る。【企画】1-5

○大規模自然災害に備え、消防通信指令管制システムの機能を最大限活用できるよう一層の災害対応訓練を行う。【消防】4-1

Ｅ．交通・物流

○ 災害時の輸送の代替性を確保するためにも、豊予海峡ルートの整備について、経済・文化等を通じた地域間交流や関連調査等を行い、整備の実現に向け機運の醸成を図る。併せて、中九州横断道路の整備促進や、東九州新幹線の整備実現に向け、関係機関などと連携して検討を進める。＜国＞＜県＞【企画】【都計】5-3,6-4

○ 市内の主要駅(１日あたり乗降者が１万人以上)の耐震化は完了しているが、今後、乗降者数に限らず駅の耐震化等の取組みについて、国・県・交通事業者と連携して検討を行う。【企画】【都計】5-3,6-4

○ 災害発生時には地域の物流幹線等の道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について、国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行う。また、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【土建】2-1, 2-2, 5-1, 5-3, 6-4, 8-2

○ 市民生活や産業など都市活動を支える基盤として、都市交通体系の整備を進めることで、災害時の救援活動等を円滑に実施できることや、中心市街地と各地区・地域間の交通ネットワーク化等が図られることから、引き続き都市幹線道路網の形成を推進する。【都計】5-3, 6-4

○ 交通麻痺を回避する観点から、沿道建築物の倒壊による被害、避難及び救助救援活動や緊急輸送等の障害を回避するため、これらの耐震化を促進するとともに、建築物集合地域通過道路の指定に向け、県、市が連携して取組む。また、主要渋滞箇所を検証し、その対策の検討・実施などを行い、渋滞緩和に必要な道路整備や公共交通の利用促進に向けた取組みを行う。＜県＞【都計】5-3, 7-3

○ 帰宅困難者対策については、受入体制の充実を図るとともに、民間事業者等の協力により一時的な滞在場所の確保に努めるだけでなく、帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するための取組みを推進する。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【市民】【福保】【農水】【土建】【都計】【教委】2-4

○ 農道や林道は、農村・山間地域のネットワーク的な路網であり、地域の活性化に寄与するとともに、防災・震災対策としても、避難路や迂回路、代替輸送路としての利用が可能となるため保全や整備を推進する。【農水】
2-2, 5-4, 6-4, 7-4

○ 陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【農水】【土建】【都計】2-1

○ 災害時に、食料や飲料水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結しているが、大規模災害時に関係団体と連絡が不通となるおそれもあるため、その場合も想定した対応を検討する。また、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進めているが、円滑かつ的確な支援の実施に向けて、対応手順等の検討及び官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練等により実効性を高める。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【商労】
2-1, 5-4

○ 食料や飲料水、生活必需品等の提供に係る広域応援について定めた「九州九都市災害時相互応援に関する協定」、「中核市災害時相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定の適切な運用により、物資調達・供給体制を確保する。【総務】
2-1

F．農林水産

○ 農業用ため池の多くは築造から年数が経っていることから、耐震調査を実施し、被害状況を勘案したうえで優先順位を決定し、その結果に基づき改修を行うとともに、ハザードマップ作成やそれを活用した訓練の実施などのソフト対策とハード対策を適切に組み合わせて推進する。【農水】1-4,7-4

○ 森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれるおそれがあることから、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対策として、間伐等の森林整備を継続して実施するとともに、鳥獣害防止対策を推進する。また、併せて、治水・治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を適切に組み合わせて推進する。【農水】1-4,7-4

○ 農村地域の高齢化、人口減少が進む中、地域の共同活動を支援することにより、農業の有する多面的機能(水源涵養、農地保全、景観形成等)の維持・発揮を促進しており、新たな地域での共同活動組織の掘り起こしを進めるため、地域の核となるリーダー的担い手の育成を行う。また、集落ぐるみの農業を支援し、農業のもつ多面的機能の維持・保全を図り、農村地域の共助を育てることで、自立的な防災・災害復旧の促進を図る。【農水】5-4,7-4

○ 次世代に引き継いでいける経営体を育成していくためには、所得の向上と経営の安定化が重要であることから、引き続き栽培施設の整備支援を行う。また、高齢化により、離農する経営体も増えてきており、新規就農者や既存農家の栽培施設整備などを促進し、産地の維持発展に繋げる。【農水】7-4

○ 災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、佐賀関漁港における防波堤、物揚場、護岸等の機能強化に向けた対策工事を行う。【農水】5-4

○ 二次災害による農林水産物に対する風評被害の防止を図るため、国・県・各関係団体等で連携体制を強化し、状況に応じて発信すべき情報、発信経路などの検討を行う。＜国＞＜県＞【農水】7-6

G．地域防災

○ 避難者用の救助物資の備蓄を進めているが、広域かつ大規模な災害に備え、各家庭等における食料や飲料水等の備蓄を促進する。また、想定外の地域が孤立した場合に備え、通信手段や物資輸送の手段等を事前に検討する。＜県＞【総務】【福保】2-1,2-2,2-4

○ 自主防災組織については、その結成を引き続き促進するとともに、地震・津波避難行動計画や防災マップの作成、避難訓練、防災講話の実施や、地域が防災活動を推進するための資機材整備などの、組織活動の活性化を支援する取組み

の充実を図る。また、防災意識の啓発や避難訓練の企画、実施等を行う自主防災組織においての防災リーダーとなる防災士の継続した養成・育成を行う。【総務】8-3

○ 災害時の情報伝達を目的とした地域の放送設備を整備するため、今後も自主防災組織を支援する取組みを続ける。また、情報収集・提供手段の整備が進む一方で、災害・避難情報などを効果的に利活用することが重要であることから、自主防災組織や自治会など地域コミュニティの機能強化を図る。【総務】【市民】1-5, 8-3

○ 災害時には避難所としても利用される校区公民館や自治公民館は地域コミュニティの拠点施設であることから、建設や修繕、耐震補強等に対して継続して支援を行う。【市民】8-3

○ 高度経済成長期に建設された郊外型住宅団地の活性化を目的として、モデル団地を選定し、空家や交通対策などの取り組みを進めることにより、他の団地や類似地域に波及させ、更なる活性化並びに地域コミュニティの再生を推進する。【土建】8-3

≪横断的分野≫

① リスクコミュニケーション

○ 自助、共助、公助の理念に基づき、国、県、市、民間事業者、関係団体、住民など各主体が連携・協働した防災・減災の取組みを双方向のコミュニケーションにより促進する。また、国土強靭化に関する取組みをあらゆる機会を通じて周知等を行うことにより、地域のリスクを正しく理解・共有し、被害の減少を図る。

○ 市民への広報活動や講演会等を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、防災訓練等を通じて、自主防災組織の活性化を図り、災害時に主体的な行動（自助・共助）ができる地域づくりを支援する。

○ 学校においては、自然災害等の知識や地域の特性、実態を十分に踏まえた防災教育を進める。併せて、児童・生徒が自然災害等による危険を認識し、自らの安全を確保する行動ができるよう、災害リスクに応じた実践的な避難訓練等を通じて、自他の生命を尊重し、災害に適切に対応する能力の基礎を培う。

○ 「わが家の防災マニュアル」の配布や、建築物の耐震診断及び耐震改修の助成、避難行動要支援者等に対する支援など、市が実施する事業の周知を図り、市民の災害への備えを促進する。

② 地域活性化・地域の生活機能の維持

○ 幾多の大災害から、地域の絆や人と人の繋がりの必要性が再認識され、地域コミュニティが担う役割の重要性が教訓として得られている。本市においても、本格的な人口減少社会を迎えるにあたり、少子高齢化の進行や核家族の増加、中山間地域の過疎化等により、地域の連帯感や帰属意識が薄れ、地域の防災力・活動力が低下することが懸念されることから、本市がこれまで取り組んできた自治会等への活動支援等をさらに充実させることにより、地域コミュニティを再生し、併せてその活性化を図る。

○ 地域をより活力あるものへと発展させていくために、若者の定住やＵＩＪターンを促進し、地域資源を活用した産業振興による就労の場の確保や、空き家の活用等による住環境の整備を図る。

○ 災害に強い人づくり・地域づくりは地域の活性化にもつながる。平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担う消防団の活動支援を推進する。また、地域における防災意識の啓発活動や避難訓練の企画・実施において中心的な役割を果たす自主防災組織の活動の要となる防災士を養成するとともに、スキルアップ研修の充実や、自主防災組織の活動支援等により防災士の活動しやすい環境づくりを進めるなど、自主防災組織の活性化・機能強化に取り組む。

○ 県都にふさわしい中枢的な都市機能の集積に向けた広域都心の総合的な都市整備や、東九州の拠点都市として広域的な連携に必要な交通体系の整備などを促進し、都市機能や生活を支える機能を広域都心と各地区の地区拠点周辺にコンパクトに集積させ、市民一人一人が豊かさを実感でき、安全で快適な住みよいまちづくりを推進することにより、都市の魅力の向上と地域活性化、活力の維持・増進を図る。また、道路網の寸断等による集落の孤立を防ぐため、道路防災対策や急傾斜地崩壊対策事業など、市民の命と暮らしを守る社会資本整備を推進する。

○ 人口減少・少子高齢化社会に適切に対応するため、大分市を中心市とする大分都市広域圏における連携協約により、地域経済の活性化や生活機能の向上に取り組むとともに、大規模災害発生時における減災・防災体制の充実をはじめ、基礎自治体として単独では解決できない課題や、連携による相乗効果が期待できる施策などを検討するなか、新たな広域連携を推進する。

③ 老朽化対策

○ 本市では、昭和 39 年に新産業都市に指定されて以来、人口の急増にあわせて整備してきた公共施設等が老朽化していくことを踏まえ、市民生活や経済活動

の基盤となる公共施設等を維持し、必要な行政サービスを将来にわたり提供するため、大分市公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の軽減と平準化を図り、適切な維持管理・更新等を推進する。

○ 公共施設等ごとに大分市公共施設等総合管理計画に基づいた個別施設計画を策定し、それに基づく定期的な巡視や劣化した箇所の補修等を適切に行い、施設の状態を良好に保ち、長寿命化させる取組みを推進する。

２ プログラムごとの推進方針

第４章で行ったプログラムごとの脆弱性評価結果を踏まえた各プログラムの推進方針を以下に示す。

１ 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 住宅・特定建築物・交通施設等の大規模な倒壊・火災による死傷者の発生

○ 住宅・建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、人的・物的被害双方の軽減を目指し、市民に耐震診断、耐震改修の補助制度の周知や支援等、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策も併せて推進する。【財務】【都計】【教委】

○ 大規模造成地マップを作成・公表し、市民の防災意識の向上を図り、宅地所有者に宅地の安全性向上を促すとともに、面的に行う滑動崩落対策等を検討する。【都計】

○ 大規模地震時に被害を受けやすい電柱の対策や道路施設等の耐震化を推進する。【土建】【都計】

○ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化と併せ、沿道地域の防火地域などの指定による沿道建築物の不燃化の促進を図り、都市の骨格となる街路等の整備を行う。また、狭隘道路の拡幅による密集市街地の改善、公園・緑地・広場等の整備を推進する。【土建】【都計】

○ 全ての建築物等の耐震化を即座に行うことは困難であり、火災の発生は様々な原因があることから、火災予防や安全対策の推進、各種訓練等により、災害対応能力の向上を図る。【総務】【教委】【消防】

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

○ 関係機関が連携して護岸補強等ハード対策の着実な推進と津波避難計画の策定等のソフト対策を組み合わせた対策を進める。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【農水】【土建】【下水】【教委】

○ 津波からの避難を確実に行うため、複数の情報伝達体制の整備、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難路の確保、無電柱化などの対策を関係機関が連携して進める。【総務】【土建】【教委】

○ 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿や個別計画の作成、避難訓練の支援などを推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する。【総務】【福保】

1-3 異常気象等による長期的な市街地等の浸水

○ 水害を未然に防止し、被害を最小限にするためには、ハード整備とソフト対策が一体となった減災体制の確立、及び、自助・共助・公助がバランス良く機能した減災対策に取り組む。【総務】【農水】【土建】

○ 河川改修などの施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所を重点的・集中的に行う。【土建】

○ 洪水ハザードマップを作成・公表するなど洪水被害に対する取り組みを行ってきたが、今後も分かりやすい情報を提供し、市と地域が一体となって洪水避難対策を推進する。【土建】

○ 過去の台風により、床上浸水など大きな被害が生じた地区を中心に雨水排水ポンプ場６箇所を建設したが、引き続き、管渠等の排水施設の整備を推進する。【下水】

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

○ 関係行政機関と連携して、砂防・急傾斜地対策などの土砂災害対策や火山噴火対策を推進する。また、土砂災害ハザードマップによる危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するとともに、県の指定に合わせ市民への周知を図る。【総務】【土建】

○ 土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を行う土砂災害警戒区域等の指定の取組みを促進する。また、ハード対策として、土砂災害対策事業を着実に実施する。＜県＞【土建】

○ 災害の発生が懸念される尾根や急傾斜地、河川沿いの人工林を中心に間伐を実施するとともに、林業適地における植栽や、鳥獣害防止対策を推進する。【農水】

○ ため池の計画的な整備(ハード事業)を実施するとともに、減災対策として、地域住民と連携したハザードマップ作成等のソフト施策に取り組み、地域防災力の強化を図る。【農水】

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○ 市民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための資機材整備などの経済的な活動支援を進め、自主防災組織の活性化を促進する。【総務】

○ Ｊアラート自動起動機や同報系防災行政無線の整備、災害情報共有システム(Lアラート)を活用した災害情報の提供などにより、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。【総務】

○ 避難行動の判断に必要となる河川や土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に情報収集を行い、市民へ提供するための体制整備を引き続き推進する。【総務】【土建】

○ 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、災害・避難情報などを効果的に利活用することが重要であることから、自主防災組織や自治会など地域コミュニティの機能の強化を図る。【総務】【市民】

○ 子どもたちが防災に関する正しい知識を身につけ、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭や学校などにおける取組みを通じて、防災教育を推進する。また、将来、地域において活躍できる人材を育成し、地域防災力の向上を図る。【総務】【福保】【教委】【消防】

○ 本市を訪れた外国人をはじめとする観光客に対して、観光施設等に配置した本市の観光情報をはじめ防災情報も取得できるWi-Fi設備について、設置場所や活用方法を様々な手段を通じて周知を行う。【商労】

○ 外国籍を有する市民等に向け、多言語化した避難情報や防災ガイド、避難所マップなどを掲載している国際化情報ホームページ「大分市国際交流WEB」を通じ、最新の災害情報を発信するとともに、様々な機会を活かして本サイトの更なる周知を図る。【企画】

２ 大規模自然災害発生直後から救助･救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1 被災地での食料･飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

○ 陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【農水】【土建】【都計】

○ 発災後に、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【土建】

○ 避難者用の救助物資の備蓄については、平成25年から29年の５ヵ年計画で学校等の防災拠点に整備を進めているが、広域かつ大規模な災害に備え、各家庭等における備蓄促進や物資集積拠点の整備、受援計画の策定に取り組む。＜県＞【総務】【福保】

○ 災害時における生活必需物資について、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進める。併せて、円滑かつ的確な支援の実施に向けて、対応手順等の検討及び官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練等により実効性を高めていく。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【商労】
○ 広域かつ大規模な災害が発生し、流通在庫備蓄が不足するときに備えて、食料や飲料水、生活必需品等の提供に係る広域応援について定めた「九州九都市災害時相互応援に関する協定」、「中核市災害時相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定を適切に運用し、物資調達・供給する体制の整備を図る。【総務】
○ 水道施設の老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進する。また、緊急遮断弁の設置検討や、給水拠点の整備などによる応急給水体制の確立、さらには広域的な応援体制の構築を図る。【水道】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

○ 災害時に徒歩で生活し自立できるコンパクトな都市づくりを推進する。また、道路の防災・震災対策や緊急輸送道路における橋梁の耐震化・補修、洪水・土砂災害・津波・雪害対策等を進めているが、進捗が途上であることや広域的かつ大規模の災害が発生した場合、現状の施策では十分に対応できないおそれがあることなどの課題があるため、進捗を推進するとともに対応方策の検討を進める。＜国＞＜県＞【農水】【土建】【都計】
○ 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも必要なことから、適正な保全対策を進める。【農水】
○ 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について、国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行う。＜県＞【土建】
○ 中山間地域の活性化や家庭内備蓄の促進等により地域の防災力向上を図る。また、想定外の地域が孤立した場合に備え、通信手段や物資輸送の手段等の検討を行う。【総務】【農水】

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

○ 消防団の活動支援、自主防災組織等の活性化支援、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。加えて、広域かつ大規模な災害の場合、市域内の人材だけでは不足することが考えられるため、市域外からの応援部隊・災害ボランテ

ィアの受入、連携活動の調整方法などについて事前に明確化しておく。【総務】【福保】【土建】【消防】

○ 大規模災害時に迅速かつ的確に対応できる防災体制の強化を図るには、指揮命令系統の確立及び消防力の充実強化が重要である。今後は、各種訓練や研修等を通じ、大規模災害時の対応力の強化を推進する。【消防】

○ 災害対応を迅速かつ効率的に行うには、防災関係機関との連携が重要であることから、防災関係機関との合同訓練等を行い、相互の業務を理解し、災害時の応急対策をより円滑に実施できるよう連携の強化を図る。【総務】【消防】

○ 緊急輸送道路の整備や狭隘道路の拡幅、公園・緑地の整備により、災害時に有効な活動拠点や活動経路の整備を推進する。【農水】【土建】【都市】

○ 避難行動要支援者名簿を活用した見守りや個別の避難計画の作成を進め、地域において円滑かつ迅速な避難支援が行われる体制の整備を推進する。【福保】

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

○ 避難者用の救助物資の備蓄については、平成 25 年から 29 年の５ヵ年計画で学校等の防災拠点に整備を進めているが、広域かつ大規模な災害に備え、物資集積拠点の整備や受援計画を早急に策定する。＜県＞【総務】【福保】

○ 帰宅困難者対策については、受入体制の充実を図るとともに、民間事業者等の協力により一時的な滞在場所の確保を図る。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【市民】【福保】【都計】【教委】

○ 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災・震災対策や防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波対策等の取組みを推進する。＜国＞＜県＞【農水】【土建】【都計】

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

○ 広域的かつ大規模な災害の場合、多くの市民が負傷し応急処置・輸送・治療能力等が不足するおそれがあることから、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討を進める。＜民間事業者＞【総務】【福保】【消防】

○ 指定避難所等で、被災者に対する医療または助産を実施するため、救護所の開設など、医療活動等を支える取組みを着実に推進する。【福保】

○ 各医療機関の燃料備蓄状況、井戸水等の確保状況を把握しているが、大規模地震等に伴うエネルギー供給の途絶等により、医療機能等を提供できないおそれ

があることから、今後は、災害時の情報収集方法、燃料や水の供給体制の構築を図る。【福保】

○ インフラが被災すると災害派遣医療チーム(DMAT)等の活動や医療機関などへのエネルギー供給が制限されるため、道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波対策等の着実な進捗と支援物資物流の確保を図る。＜国＞＜県＞【農水】【土建】

○ 大規模災害時には、指定避難所での生活が困難な障がい者や高齢者等が多数、避難することが考えられることから、今後も、福祉避難所を開設するための体制づくりに取り組むとともに福祉施設等との協定を推進する。【福保】

○ 再生可能エネルギーの普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組みを進めてきたが、引き続き、再生可能エネルギーの導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を進める。【企画】【環境】【下水】

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○ 感染症の発生防止のため、平時から予防接種の摂取率の向上に取り組む。また、消毒や害虫駆除においては、平時に加え災害発生時に、より迅速的確に実施できるよう体制を構築する。【福保】【環境】

○ 下水道施設(処理場、主要な管渠等)の耐震化・耐津波化を図り、被災時の公衆衛生を確保する。また、災害時における下水道機能の継続・早期回復を迅速に行うため、訓練等を通じ、実効性のある BCP となるよう見直しを行う。【下水】

○ 農業集落排水処理施設の老朽化対策、耐震化を着実に推進する。【農水】

○ 指定避難所等で、被災者に対する医療または助産を実施するため、救護所の開設など、医療活動等を支える取組みを着実に推進する。【福保】

○ 指定避難所で疫病・感染症等の大規模発生を抑止するため、し尿を処理するための資機材などを備蓄するとともに、生活ごみやし尿の収集運搬体制の構築を推進する。【総務】【福保】【環境】

○ 災害時の遺体処理に関わる対策等について検討を行う。【市民】【福保】

３ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○ 地方行政機関等の機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点から極めて重要であり、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能の確保を図る。【総務】

○ 本市では、業務継続計画を策定しているが、訓練等を通じて実効性を高め、見直しを図る。【総務】【財務】

○ 災害対策本部を設置する本庁舎等は、防災拠点施設として重要であることから、更なる耐震性能の向上を図るとともに、受変電設備の高架化などにより浸水対策を着実に推進する。【財務】

○ 防災拠点となる公共施設等の耐震化及び吊り天井等の非構造部材の耐震対策について引き続き対策を実施する。【財務】【福保】【都計】【教委】

○ 電力供給遮断などの非常時に、防災拠点等(公共施設等)において、行政機能の維持に必要な電力を確保する。【財務】

○ 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災・震災対策や無電柱化、緊急輸送道路における橋梁の耐震化・補修、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化など、洪水・土砂災害・地震・津波対策等を着実に推進する。＜国＞＜県＞【農水】【土建】

○ 被災による機能低下を補うために、情報を共有するシステム整備や移動系防災行政無線等の通信設備の充実、広域応援協定の締結、受援計画の策定を推進する。【総務】【企画】

４ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 情報通信の麻痺・長期停止

○ Ｊアラート自動起動機や同報系防災行政無線の整備、災害情報共有システム(Ｌアラート)を活用した災害情報の提供などにより、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を着実に推進する。【総務】

○ 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化や洪水・土砂災害・津波対策等の地域の防災対策を着実に推進する。【土建】

○ 平成 26 年度末に完成した指令管制システムは、電力供給なしで 119 番通報を受信できる装置や、災害等により指令センターが使用不能になった場合に備え、南消防署でも 119 番通報を受信できるように構築している。今後は、これらの機能を最大限活用できるよう一層の災害対応訓練を行う。【消防】

○ 携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話通信事業者の協力を得ながら、通信環境の改善を図る。【企画】

５ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

○ 企業等の防災力向上のため、職場などの災害対応計画等を作成する際の資料として、「職場の防災マニュアル」を作成、配布し、その実効性の向上を図るとともに、事業所防災士の養成を行ったところであり、引き続き災害対応計画等の重要性の周知及び啓発を行う。【総務】

○ 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業毎の BCP 策定に加え、企業が連携した BCP の策定を推進する。＜県＞＜民間事業者＞

○ 大規模な自然災害の場合、中小企業等の事業活動に著しい支障が生じることから、資金繰りや復旧に要する資金を円滑に供給するため、県や金融機関等と連携し、金融相談体制の充実と融資制度の周知を図る。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【商労】

○ 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について、国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行う。＜県＞【土建】

○ 道路の防災・震災対策や無電柱化、緊急輸送道路における橋梁の耐震化・補修、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化、沿岸部の津波対策を着実に推進する。＜国＞＜県＞【土建】

○ 再生可能エネルギーの普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組みを進めてきたが、引き続き、再生可能エネルギーの導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を進める。【企画】【環境】【下水】

5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

○ コンビナート等に関する施設は、官民含め複数者が保有・管理していることから、防護機能の強化を図るには、官民の連携・役割分担のもと一体的かつ効果的な取組みを行う。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【土建】

○ 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に実施することにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進する。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【消防】

○ 地震や津波による被害を最小化するため国・県・民間と連携しコンビナートに係る護岸や堤防等の強化等の地震・津波・液状化対策を着実に推進する 。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【土建】

5-3 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

○ 道路の防災・震災対策や緊急輸送道路における橋梁の耐震化・補修、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化、沿岸部の津波対策を着実に推進する。＜国＞＜県＞【土建】

○ 都市活動を支える基盤として、都市交通体系の整備を進めることで、災害時の救援活動等を円滑に実施することができることから、引き続き都市幹線道路網の形成を推進する。【都計】

○ 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行う。＜県＞【土建】

○ 国土交通省から提供される最新の交通データをもとに、主要渋滞箇所を検証し、その対策の検討・実施などを行い、渋滞緩和に必要な道路整備や公共交通の利用促進に向けた取組みを進める。【都計】

○ 災害時の輸送の代替性を確保するためにも、豊予海峡ルートの整備について経済・文化等を通じた地域間交流や関連調査等を行い、整備の実現に向け機運の醸成を図る。併せて、中九州横断道路の整備促進や、東九州新幹線の整備実現に向け、関係機関などと連携して検討を進める。＜国＞＜県＞【企画】【都計】

○ 市内の主要駅（１日あたり乗降者が１万人以上）の耐震化は完了しているが、今後、乗降者数に限らず駅の耐震化等の取組みについて、国・県・交通事業者と連携して検討を進める。【企画】【都計】

5-4 食料等の安定供給の停滞

○ 災害等の応急時に、食料や飲料水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結し、毎年、担当者等の確認を行っているところであるが、大規模災害時に関係団体と連絡が不通となるおそれもあるため、その場合も想定した対応の検討を進める。【総務】【商労】

○ 農道や農道橋等は、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも、適正な保全対策が求められる。このため、農道橋や農道トンネルの耐震点検に着手し、道路網としての役割を維持する。【農水】

○ 農村地域の高齢化、人口減少が進む中、地域の共同活動を支援することにより、農業の有する多面的機能（水源涵養、農地保全、景観形成等）の維持・発揮を引き続き促進するとともに、今後、新たな地域での共同活動組織の掘り起こしを進めるため、地域の核となるリーダー的担い手の育成に取組む。【農水】

○ 災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、佐賀関漁港における防波堤、物揚場、護岸等の耐震診断を実施しており、今後は診断結果により、機能強化に向けた対策工事を進める。【農水】

６ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワークや石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

○ 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に実施することにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進する。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【消防】

○ 地震や津波による被害を最小化するため国・県・民間と連携しコンビナートに係る護岸や堤防等の強化等の地震・津波・液状化対策を着実に推進する 。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【土建】

○ 再生可能エネルギーの普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組みを進めてきたが、引き続き、再生可能エネルギーの導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を進める。【企画】【環境】【下水】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

○ 水道施設の基幹管路や浄水場等の耐震化は、各更新（耐震化）計画等に基づき、更新時に計画的に行うが、アセットマネジメントの視点により、業務量、経費の標準化を図るとともに、災害時の電力遮断に備え、自家発電設備の設置による電力の確保対策の検討を進める。【水道】

○ 大規模災害時、職員も被災することを前提に、水道局の業務遂行能力の低下が想定されることから、非常時の水道水の供給継続の検討や、訓練等を通じて事業継続計画の充実を図る。【水道】
○ 災害時に早期復旧できるように関係機関との相互応援協定に基づいた資機材確保の強化を図る。【水道】
○ 大規模災害時には、生活用水が不足する事態が想定されるため、災害時市民開放井戸や雨水等の水資源の有効利用等の普及･促進を図る。【総務】【下水】

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

○ 下水道施設（処理場、ポンプ場等）の老朽化対策や耐震化・耐津波対策を着実に推進する。【下水】
○ 下水道部の事業継続計画を策定しているが、災害時における下水道機能の継続・早期回復を迅速に行うため、訓練等を通じて実効性のある事業継続計画とするため、必要に応じた見直しを図る。【下水】
○ 農業集落排水処理施設の老朽化対策、耐震化を着実に推進する。【農水】

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

○ 道路の防災･震災対策や無電柱化、緊急輸送道路における橋梁の耐震化･補修、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化、沿岸部の津波対策を着実に推進する。＜国＞＜県＞【土建】
○ 市民生活や産業など都市活動を支える基盤として、都市交通体系の整備を進めることで、中心市街地と各地区・地域間の交通ネットワーク化等が図られ、災害時の救援活動等を円滑に実施することができることから、今後も、引き続き都市幹線道路網の形成を推進する。【都計】
○ 地域の物流幹線に対する道路啓開を迅速に実施する上で必要な措置を講じた車両等の移動方法や補償等について、対応マニュアルや体制等の整備を行う。【土建】
○ 国土交通省から提供される最新の交通データをもとに、主要渋滞箇所を検証し、その対策の検討・実施などを行い、渋滞緩和に必要な道路整備や公共交通の利用促進に向けた取組みを進める。【都計】
○ 農道や林道は、農村・山間地域の活性化に寄与するとともに、防災・震災対策としても迂回路としての利用が可能となるため保全や整備を推進する。【農水】
○ 災害時の輸送の代替性を確保するためにも、豊予海峡ルートの整備について経済・文化等を通じた地域間交流や関連調査等を行い、整備の実現に向け機運の

醸成を図る。併せて、中九州横断道路の整備促進や、東九州新幹線の整備実現に向け、関係機関などと連携して検討を進める。＜国＞＜県＞【企画】【都計】

○ 市内の主要駅（１日あたり乗降者が１万人以上）の耐震化は完了しているが、今後、乗降者数に限らず駅の耐震化等の取組みについて、国・県・交通事業者と連携して検討を進める。【企画】【都計】

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

○ 大規模な市街地火災や津波火災に対する活動能力を高めるため、消防活動に必要な施設の充実強化及び消防団の活動支援等を推進するとともに、応急対応をより円滑に実施できるよう防災関係機関との更なる連携強化を図る。【総務】【消防】

○ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化と併せ、沿道地域の防火地域や準防火地域などの指定による沿道建築物の不燃化の促進を図り、都市の骨格となる街路等の整備を行う。また、狭隘道路の拡幅による密集市街地の改善、公園・緑地・広場等の整備を推進する。【土建】【都計】

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

○ 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に実施することにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進する。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【消防】

○ 地震や津波による被害を最小化するため国・県・民間と連携しコンビナートに係る護岸や堤防等の強化等の地震・津波・液状化対策を着実に推進する 。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【土建】

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

○ 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、国・県、民間と連携した取組みを強化する。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る。【総務】【土建】【都計】

○ 住宅・建築物の耐震化について、市民の耐震化の必要性に対する認識を向上するため啓発活動や、補助制度による耐震診断・耐震改修の経済的負担を軽減するための支援等の対策に取り組む。【土建】【都計】
○ 沿道建築物の倒壊による被害や避難及び救助救援活動や緊急輸送等の障害を回避するため、建築物集合地域通過道路の指定に向け、県、市が連携して取り組む。＜県＞【都計】
○ 被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など、災害時に必要となる人材の育成・確保に取り組む。【都計】

7-4 農地・森林等の荒廃や、ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

○ 急速に進む農村の少子高齢化に伴い、後継者などの担い手不足や耕作放棄地の拡大をもたらしていることから、集落ぐるみの農業を支援し、農業のもつ多面的機能の維持・保全を図る。併せて、農村地域の共助の体制を育てることで、自立的な防災・災害復旧につなげていく。【農水】
○ 次世代に引き継いでいける経営体を育成していくため、所得の向上と経営の安定化が重要であることから、引き続き栽培施設の整備支援を行う。また、高齢化により、離農する経営体も増えてきており、今後は新規就農者や既存農家の栽培施設整備などを促進し、産地の維持発展を図る。【農水】
○ 森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれるおそれがあることから、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応として、間伐等の森林整備を継続して実施するとともに、鳥獣害防止対策を推進する。また、併せて、治水・治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を組み合わせて推進する。【農水】
○ 林道は森林の整備や保全において重要な役割を果たし、地域のネットワーク的な路網であるとともに、災害時は、市道や県道等の迂回路としても利用されることから、今後とも計画的な舗装整備に取り組む。【農水】
○ 農業用ため池の多くは築造から年数が経っていることから、耐震調査を行い、被害状況を勘案したうえで優先順位を決定し、その結果に基づき改修を行う。また、ハザードマップ作成やそれを活用した訓練の実施などのソフト対策とハード対策を適切に組み合わせた対策に取り組む。【農水】

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

○ 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するため、関係事業者による流出防止措置の徹底や事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、引き続き関係機関と連携して取り組む。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【環境】

○ 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に行うことにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進する。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【消防】

○ 近隣の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、本市における原子力防災の基本的事項を定めた地域防災計画(風水害等対策編)に基づき、各関係機関と連携を強化し原子力災害対策を推進する。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】

7-6 風評被害等による市内経済等への甚大な影響

○ 風評被害による商店街団体や各種業界団体等への事業活動の影響を防ぐため、平素から関係団体や県などの関係機関との連携を強化し、正しい情報が迅速に発信できる体制を構築する。また、風評被害により事業活動に著しく支障が生じた中小企業等に対し、資金繰り等に要する資金を円滑に供給するため、県や金融機関等と連携し、金融相談体制の充実と融資制度の周知を図る。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【商労】

○ 観光面での影響の広がりを防ぐため、観光施設、宿泊施設、交通機関等の正確な情報を収集し、迅速に発信する体制を構築する。また、観光自粛ムードを払拭するため、国や県等の関係機関との更なる連携強化を図る。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【商労】

○ 二次災害による農林水産物に対する風評被害の防止を図るため、国・県・各関係団体等の連携体制を強化し、正しい情報を発信すべく、状況に応じて発信する情報、発信経路などの検討を行う。＜国＞＜県＞【農水】

８ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 災害廃棄物処理計画の策定を推進していくとともに、仮置場所等候補地について、佐野清掃センター埋立場、鬼崎埋立場、関崎清浄園以外の公有地や民有地についても、今後、具体的な候補地の選定を行う。【環境】

○ 各清掃工場の点検を着実に実施しているが、南海トラフ巨大地震などによる工場被災も想定し更新計画の策定を進める。また、プラントメーカー等と清掃工場の損壊が発生した場合の応援復旧に関する協定の検討を行う。【環境】

○ 住民の衛生確保、地域生活の早急な復興のためには、日常生活ごみ・し尿、避難所ごみ、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理していかなければならないことから、ごみ・し尿収集運搬体制の確立に向け、災害規模に応じた収集運搬計画を策定する。【環境】

○ 「九州九都市災害時相互応援に関する協定」、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」を基に、収集・運搬・処分について具体的な対応方法の検討を行う。【環境】

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行う。＜県＞【土建】

○ 広域的かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える復旧・復興事業が発生し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、「九州九都市災害時相互応援に関する協定」、「中核市災害相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定を適切に運用し、円滑な復旧・復興を進めるための体制の整備を進める。【総務】

○ 大分市社会福祉協議会が設置予定の「大分市災害ボランティアネットワーク協議会」へ参加し、連絡調整等の確認及び受け入れ体制の整備を図る。【福保】

○ 災害発生時に道路啓開等を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されていることから、担い手の確保・育成の観点を踏まえた就労環境の改善等を図る。【総務】

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 地域の絆や人と人の繋がりは、地域の災害対応力と密接な関係があり、大規模災害が発生した場合、救助活動やその後の復旧・復興などに関して、地域コミュニティの担うべき役割が重要となることから、自主防災組織や自治会をはじめとする地域コミュニティを再生し、併せてその活性化を図る。【総務】【市民】

○ 自主防災組織については、その結成を引き続き促進するとともに、地震・津波避難行動計画や防災マップの作成、避難訓練、防災講話の実施などにより、組織活動の活性化を支援する取組みの充実を図る。また、防災意識の啓発や避難訓練の企画、実施等を行う自主防災組織においての防災リーダーとなる防災士の継続した養成・育成を推進する。【総務】

○ 災害時の情報伝達を目的とした地域の放送設備を整備するため、今後も、自主防災組織を支援する取り組みを継続する。【総務】

○ 地域コミュニティの拠点施設であり、災害時には避難所としても利用される校区公民館や自治公民館の建設や修繕、耐震補強等に対する支援を継続する。【市民】

○ 災害時の円滑な住宅供給確保を可能とするため、「応急仮設住宅供給・居住確保マニュアル」の充実を図る。【土建】

○ 地籍調査を実施し土地の明確化を図ることで、災害後の円滑な復旧・復興を確保し、自主防災組織や自治会をはじめとする地域コミュニティの再生に繋げる。【都計】

○ 高度経済成長期に建設された郊外型住宅団地の活性化を目的に、モデル団地を選定し、空家や交通対策などに取り組んでおり、今後は、他の団地や類似地域に波及させ、更なる活性化並びに地域コミュニティの再生を推進する。【土建】

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 地震、津波等による幹線等の分断に備え、緊急輸送道路上の橋梁耐震化や道路法面対策推進、主要な駅の耐震対策促進、耐震強化岸壁の整備促進を図るとともに、基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、庁内横断的に検討を行い、国・県等と連携して総合的に取組みを進める。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【企画】【土建】【都計】

○ 施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【土建】

○ 災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査の更なる推進を図る。【都計】

8-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 河川・海岸堤防等の復旧や氾濫水排除などを迅速に実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携した計画策定や必要な施設・資機材の整備を推進するとともに、復旧・復興を担う建設業者等の調達を含めた体制の維持に取り組む。【土建】【下水】

○ 地震や津波による被害を最小化するため、国・県・民間と連携しコンビナートに係る護岸や堤防等の強化等の地震・津波・液状化対策を着実に推進する。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【土建】

第６章　計画の推進と重点化

１ 計画の推進

地域強靱化は、脆弱性評価において想定した３２の「起きてはならない最悪の事態」を回避することを意図して本計画を定め、これを基本に地域強靱化に係る様々な施策を全庁横断的な推進体制のもと展開していくものである。

また、本計画に基づく地域強靱化の施策を確実に推進するために、各プログラムの達成度や進捗を把握する代表的な指標において、その具体的な取組内容や目標値を記載した「大分市強靱化アクションプラン」を本計画とは別に策定する。

この「大分市強靱化アクションプラン」を毎年度検証することにより、ＰＤＣＡサイクルによる施策の進捗管理を行うとともに、必要に応じて、地域防災計画をはじめとした各種計画による施策を追加し、地域強靱化の取組みを推進していく。

２ 計画の見直し

本計画においては、地域強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中長期的な視野のもとで施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、本市を取り巻く社会・経済情勢等の変化や、地域強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね５年ごとに計画内容の見直しを行うこととする。

なお、それ以前においても、毎年度の施策及びプログラムの進捗状況等や、脆弱性評価に関する課題への対応の充実度合に合わせて、必要に応じて変更の検討及びそれを踏まえた所要の変更を加えるものとする。

３ 施策の重点化

（１）プログラムの重点化

国の基本計画においては、国土の強靱化を実現するために重要なプログラムとして４５のプログラムを設定し、重点化すべき１５のプログラムを選定している。

本計画では、プログラム単位で施策の重点化を図ることとし、国及び県の計画における重点化すべきプログラムを参考に、本市の役割の大きさ、影響の大きさ、目標達成に係る貢献度の観点から、１９の重点化すべきプログラムを選定した。この１９の重点化プログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」を次表のとおり示す。

この重点化したプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係部局における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、取組みの一層の推進に努めるものとする。

－ 重点化すべきプログラム －

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅・特定建築物・交通施設等の大規模な倒壊・火災による死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	異常気象等による長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助･救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食糧･飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	情報通信の麻痺・長期停止
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-4	農地・森林等の荒廃や、ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（２）プログラム推進上の留意点

プログラムは、部局横断的な施策の集まりであり、いずれも一つの部局の枠の中で実現できるものではない。このため、関係する部局等において推進体制を構築して、各部局間で情報を共有するなど施策の連携を図るものとする。

また、ＰＤＣＡサイクルの実践を通じて、本市の財政状況等も勘案し、限られた資源を効率的・効果的に活用し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながらプログラムを推進するなど、本計画の目標の実現に向けて施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に留意する。

（用語の説明）

あ

○アセットマネジメント

資産の置かれている状態を適切に把握したうえで将来の健全度を予測し、必要な補修・補強等の措置の最適な時期と方法を判定し、ライフサイクルコストが最少となるような管理計画を実現させる資産管理の手法。

○アンブレラ計画

特定の部分(本計画においては、強靭化の施策)に関しては全ての他の計画等の上位に位置づけられ、様々な分野の計画等の指針となる性格を有する計画のこと。

○応急危険度判定

大地震などにより、被災した建築物や宅地の被害状況を調査し、人命にかかわる二次的災害の軽減・防止を図ることを目的として行う危険度判定。建建築物の判定を行う被災建築物応急危険度判定と、宅地の判定を行う被災宅地応急危険度判定がある。

○大分市公共施設等総合管理計画

総務省通知により策定するものであり、社会情勢の変化に的確に対応するため、公共施設等の適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行い、限られた財源のなかで将来にわたって適切な維持管理ができるよう策定する計画。

○大分都市広域圏

本市を中心として別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町で形成する広域圏。経済の成長や高次都市機能の集積・強化、生活関連機能の向上を目指すための広域計画である都市圏ビジョンを策定し、各市町の現状や課題、基礎自治体として単独では解決できない課題や、連携による相乗効果が期待できる施策などについて、新たな広域連携を図る。

か

○過酷事故

原子炉施設において、設計時に考慮した範囲を超える異常な事態が発生し、想定していた手段では適切に炉心を冷却・制御できない状態になり、炉心溶融や原子炉格納容器の破損に至る事象。

○滑動崩落

谷間や山の斜面などにおいて造成されたひとまとまりの宅地が地震による大きな揺れによって滑ったり崩れたりする現象。東日本大震災のとき、内陸部の盛土造成地などで多数被害が発生している。

○急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊による災害から住民を守るため、一定の基準に該当する場合に、急傾斜地崩壊防止施設の設置等を行う事業。

○救護所

被災者に対する医療及び助産を実施するために指定避難所等に開設するもの。

○業務(事業)継続計画

ＢＣＰ(Business Continuity Plan)とも言う。災害や事故等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下においても、重要業務を中断させず、中断した場合でも迅速に重要な機能を再開させ、業務中断に伴うリスクを最低限にするために、平時から事業継続について戦略的に準備しておく計画。

○緊急輸送道路

大規模災害時に県内の緊急輸送業務の円滑を期するため、あらかじめ指定する道路。

○建築物集合地域通過道路

相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路として指定したもの。

○国土強靭化(こくどきょうじんか)
／ナショナルレジリエンス

大規模自然災害などが発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、「強さとしなやかさ」を備えた国土・地域・経済社会を平時から構築していこうとすること。国では、この理念に基づく国土強靭化基本法を公布・施行するとともに国土強靭化基本計画を策定している。

さ

○災害時市民開放井戸

地震など大規模な災害時、水道が使えずトイレや清掃などの生活用水（雑用水）が不足する事態に備え、近隣の被災者へ「生活用水」として提供できるよう事前に登録・公開された市民が所有する井戸

○災害情報共有システム（Ｌアラート）
地方自治体、ライフライン関連事業者など公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信事業者などその情報を住民に伝える「情報伝達者」が、共通に利用する情報基盤のこと。

○災害派遣医療チーム
ＤＭＡＴ(Disaster Medical Assistance Team)とも言う。災害現場に派遣される医療チームのことで、医師及び看護師等で構成される。

○災害廃棄物
災害により損壊・流出した家屋・家財・自動車・倒木などのがれきのこと。

○再生可能エネルギー
石油や石炭といった有限な資源とは違い、太陽光や風力、地熱、バイオマスといった自然界に常に存在するエネルギーのこと。

○サプライチェーン
供給者から消費者までを結ぶ、開発・調達・製造・配送・販売の業務のつながりのこと。

○Ｊアラート(J-ALERT)／全国瞬時警報システム
津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等の緊急情報を、国が人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線等を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

○地震・津波避難行動計画
自主防災組織や自治会ごとに、地域の特性や実情を踏まえて、地震や津波の発生時に住民の安全を確保するため、避難先や避難経路等のあり方について定めた計画。

○指定避難所
被災した住民が一定期間生活を送るための施設のうち、市があらかじめ指定した避難施設。

○冗長性（じょうちょうせい）
余分な部分が付加されていること。また、それにより機能の安定化が図られていること。

○水源涵養（すいげんかんよう）
森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和し、流量を安定させること。

○脆弱性（ぜいじゃくせい）
一般的には「脆くて弱い性質または性格」のことをさす。国土強靭化においては、「最悪の事態」を回避するために、現状が有する問題点や課題などのこと。

た

○大規模盛土造成地マップ
大規模に斜面や谷を埋めた盛土造成地の概ねの範囲を示したもので、盛土造成地についての防災意識を向上させるための地図。

○地域防災計画
災害対策基本法第 42 条に基づき、市域における各種災害や大規模事故などに関し、市民の生命身体及び財産を保護するため、市の処理すべき事務または業務を中心として、防災関連機関、市民等がそれぞれ相互に協力して災害予防、災害応急、災害復旧活動にあたるための諸施策の基本を定めた計画。大分市地域防災計画は、「風水害等対策編」「地震対策編」「資料編」の３編からなる。

○中山間地域
中山間地域とは、平野の外縁部から山間地のこと。

○津波火災
津波をきっかけに浸水域で発生する火災を言う。コンビナート等の石油タンクや事業者、家庭、船舶、車から漏れ出した燃料に着火するなどの事例がある。

○同報系防災行政無線
屋外拡声器等により、市から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムのこと。車載型や携帯型により、主として行政機関内の通信手段とするものは移動系防災行政無線という。

○道路啓開
大規模自然災害の発生による道路の寸断によって、負傷者の救助・救出や支援物資の輸送等に大きな支障が出ないよう、障害物の除去等を実施し、人員や物資等の輸送道路を確保すること。

○特定建築物
災害時の防災拠点となる建築物や、多数の者が使用し又は、利用する興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の建築物で、相当程度の規模を有するもの。

○土砂災害警戒区域
土砂災害防止法に基づき土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危険が生じるおそれがあるとして県が指定する区域。

な

○農業集落排水処理施設

農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設。

は

○ハザードマップ

災害の種別ごとに被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路の位置などを表示した地図。

○避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある要配慮者（高齢者、障がい者、乳児、その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する一定の要件（第１種身体障害者手帳、要介護認定３～５など）に該当する人。

○風評被害

災害報道やうわさ等によって、安全な食品・商品・土地を人々が危険視し、消費や観光をやめることによって引き起こされる経済的被害のこと。

○福祉避難所

災害発生後に高齢者や障害のある方など、一般的な避難所では生活に支障がある方が一時的に生活の場を確保するための避難施設。

○プログラム

大規模災害がもたらす、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避するための部局横断的な施策の集まり。

○ＰＤＣＡサイクル

計画や事業の不断の見直しを推進する手法の一つ。計画（Plan）を策定した後も、計画的に実施し（Do）、結果を評価し（Check）、見直し・改善を加え（Action）、次の計画（Plan）へ反映するという過程を繰り返すこと。

○防火地域・準防火地域

都市計画法により、市街地における火災の危険を防除するため定める地域。

○防災士

災害に関する総合的な知識と実践のための技能を持ち、自主防災組織などにおいて防災リーダーとしての役割を担う人。

ま

○無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすもの。

や

○ＵＩＪターン

Ｕターン（市外へ移住した者が再び本市へ移住する）、Ｉターン（市外から市内へ移住する）、Ｊターン（本市の近隣市から他県へ移住した者が本市へ移住する）という３つの人口還流のこと。

ら

○流通在庫備蓄

災害発生時に備えて、流通事業者等と供給協定を締結することにより確保する食料や生活必需品等の備蓄。

○リスクコミュニケーション

関係者間で事前に想定されるリスクに関する正確な情報を共有し、対話を通じて、問題についての理解を深めること。

○リスクシナリオ

本計画においては、脆弱性を評価するにあたって想定した「起きてはならない最悪の事態」のこと。

わ

○Wi-Fi

パソコン、スマートフォン、タブレットなどのネットワーク接続に対応した機器を、無線（ワイヤレス）でＬＡＮ（Local Area Network）に接続する技術のこと。

○わが家（職場）の防災マニュアル

洪水や津波・地震などのハザードマップのほか、本市域内で発生が予想される様々な災害に対する知識と備えをまとめた冊子。家庭や事業所等で災害対策を考えていただくためそれぞれ作成している。

（部局一覧）

総　務：総　　務　　部
企　画：企　　画　　部
財　務：財　　務　　部
市　民：市　　民　　部
福　保：福　祉　保　健　部
環　境：環　　境　　部
商　労：商工労働観光部
農　水：農　林　水　産　部
土　建：土　木　建　築　部
都　計：都　市　計　画　部
下　水：下　　水　　道　　部
教　委：教　育　委　員　会
消　防：消　　防　　局
水　道：水　　道　　局
議　会：議　会　事　務　局
監　査：監　査　事　務　局

（別紙１）施策分野ごとの脆弱性評価結果

≪個別施策分野≫

A．行政機能

○ 地方行政機関等の機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能が維持されるよう、業務継続計画を策定しているが、今後、訓練等により実効性を高め、見直しを行う必要がある。【総務】【財務】3-1

○ 災害対策本部を設置する本庁舎等は、防災拠点施設として重要であることから、更なる耐震性能の向上を図るとともに、受変電設備の高架化などにより浸水対策を行う必要がある。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化及び吊り天井等の非構造部材の耐震対策について、引き続き実施し、電力供給遮断などの非常時に行政機能を維持する電力を確保する必要がある。【財務】【福保】【都計】【教委】3-1

○ 広域的かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える業務が発生するおそれがあることから、災害ボランティア等の受入体制を確立する必要がある。また、救助活動・物資集積等の拠点整備や受援計画を策定していくとともに、職員派遣等の広域応援について定めた「九州九都市災害時相互応援に冠する協定」、「中核市災害相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定の適切な運用により、復旧・復興を円滑に進める体制を確立する必要がある。【総務】【福保】【消防】8-2

○ 大規模災害時に迅速かつ的確に対応できる防災体制の強化を図るには、防災関係機関との連携が重要となるため、防災関係機関との合同訓練等を行い、相互の業務を理解し、災害時の応急対策をより円滑に実施できるよう連携強化を図る必要がある。【総務】【消防】2-3

○ 大規模な市街地火災や津波火災に対する活動能力を高めるため、消防活動に必要な施設の充実強化及び消防団の活動支援等を推進するとともに、火災予防の推進や安全対策の推進、各種訓練等により災害対応能力の向上や、応急対応をより円滑に実施できるよう防災関係機関との更なる連携強化を図る必要がある。【総務】【消防】1-1, 2-3, 7-1

○ 災害時の遺体処理に関する対策を検討する必要がある。【市民】【福保】2-6

B．住宅・都市・環境

○ 住宅・建築物の倒壊は、地震発生後の避難を妨げ、火災の発生にもつながるため、人的・物的被害双方の軽減を目指し、耐震診断、耐震改修の補助制度の周知や支援等により、目標達成に向けたきめ細かな対策を推進する必要がある。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策も併せて推進する必要がある。【財務】【都計】【教委】1-1

○ 災害時の円滑な住宅供給確保を可能とするため、「応急仮設住宅供給・居住確保マニュアル」を充実していく必要がある。【土建】8-3

○ 沿道地域への防火地域などの指定による沿道建築物の不燃化の促進を図るとともに、都市の骨格となる街路等の整備や、狭隘道路の拡幅による密集市街地の改善、公園・緑地・広場等の整備を推進していく必要がある。【土建】【都計】1-1, 2-3, 7-1

○ 災害後の円滑な復旧・復興に資するため、地籍調査の更なる推進を図る必要がある。【都計】8-4

○ 大規模造成地マップを作成・公表し、市民の防災意識の向上を図り、所有者に宅地の安全性向上を促すとともに、面的に行う滑動崩落対策等を検討する必要がある。また、被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など災害時に必要となる人材の育成・確保を行うことが必要である。【都計】1-1, 7-3

○ 災害時に徒歩で生活し自立できるコンパクトな都市づくりの推進が必要である。また、道路の防災・震災対策や無電柱化、緊急輸送道路における橋梁の耐震化・補修、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化など、洪水・土砂災害・地震・津波・雪害対策等を進めるが、進捗が途上であることや広域的かつ大規模の災害が発生した場合、現状の施策では十分に対応できないおそれがあることなどの課題があるため、引き続き対策を推進するとともに対応方策を検討する必要がある。＜国＞＜県＞【農水】【土建】【都計】1-1, 1-3, 2-2, 3-1, 5-1, 5-3, 6-4

○ 津波からの避難を確実に行うため、避難場所、避難路の確保や関係機関が連携した護岸補強等の推進、津波避難計画の策定の促進、早期避難の意識の醸成等のハード・ソフト対策を適切に組み合わせて実施する必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【農水】【土建】【下水】【教委】1-2

○ 河川改修などの施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要がある。また、水害を未然に防止し、被害を最小限にするためには、ハード対策とソフト対策が一体となった減災体制の確立、及び、自助・共助・公助がバランス良く機能した減災対策が必要である。また、災害復旧を迅速に実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携した計画策定や必要な施設・資機材の整備を推進する必要がある。【総務】【農水】【土建】【下水】1-3, 8-5

○ 過去の台風により、床上浸水など大きな被害が生じた地区を中心に雨水排水ポンプ場を建設したが、引き続き、管渠等の排水施設の整備を推進する必要がある。【下水】1-3

○ 土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を行う土砂災害警戒区域等の指定を加速する必要がある。また、土砂災害対策事業等のハード対策や、土砂災害ハザードマップによる危険性や早期避難の重要性に関する啓発等のソフト対策を継続するとともに、土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に情報収集・市民へ提供するための体制整備を引き続き推進する必要がある。＜県＞【総務】【土建】1-4,1-5

○ 水道施設の老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進するとともに、応急給水体制の確立、広域的な応援体制の構築を進める必要がある。併せて、災害時に早期復旧できるように関係機関との相互応援協定に基づいた資機材確保の強化を図る必要がある。【水道】2-1,6-2

○ 水道施設の基幹管路や浄水場等の耐震化は、各更新(耐震化)計画等に基づき行うが、アセットマネジメントの視点により、業務量、経費の標準化を図る必要がある。また、災害時の電力遮断に備え、自家発電設備の設置による電力の確保対策を検討する必要がある。【水道】6-2

○ 大規模災害時、職員も被災することを前提に、水道局の業務遂行能力の低下が想定されることから、非常時の水道水の供給継続の検討や、訓練等を通じて事業継続計画の充実を図る必要がある。【水道】6-2

○ 大規模災害時には、生活用水が不足する事態が想定されるため、災害時市民開放井戸や雨水等の水資源の有効利用等を普及･促進する必要がある。【総務】【下水】6-2

○ 農業集落排水施設の老朽化対策、耐震化や、下水道施設(処理場、ポンプ場、主要な管渠等)の老朽化対策や耐震化・耐津波化を図り、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。【農水】【下水】2-6,6-3

○ 災害時における下水道機能の継続・早期回復を迅速に行うため、訓練等を通じて、実効性のある BCP とするため、必要に応じ見直しを図る必要がある。【下水】2-6,6-3

○ 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するため、関係事業者による流出防止措置の徹底や、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、引き続き関係機関が連携して対応する必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【環境】7-5

○ 災害廃棄物処理計画の策定を推進していくとともに、仮置場所等候補地の公有地や民有地の活用について、具体的な候補地の選定を進めていく必要がある。【環境】8-1

○ 各清掃工場の点検を着実に実施しているが、南海トラフ巨大地震などによる工場被災も想定し更新計画の策定を進めていく必要がある。また、プラントメーカー等と清掃工場の損壊が発生した場合の応援復旧に関する協定を検討する必要がある。【環境】8-1

○ 住民の衛生確保、地域生活の早急な復興のためには、日常生活ごみ・し尿、避難所ごみ、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理していかなければならないことから、ごみ・し尿収集運搬体制の確立に向け、災害規模に応じた収集運搬計画を策定していく必要がある。また、九州九都市災害時相互応援に関する協定、大分県及び市町村

相互間の災害時応援協定を基に、収集・運搬・処分について具体的な対応方法を検討していく必要がある。【環境】8-1

○ 近隣の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、本市における原子力防災の基本的事項を定めた地域防災計画(風水害等対策編)に基づき、各関係機関と連携を強化し原子力災害対策を推進する必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】7-5

C．保健医療・福祉・教育

○ 広域的かつ大規模な災害の場合、多くの市民が負傷し応急処置・輸送・治療能力等が不足するおそれがあることから、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する必要がある。＜民間事業者＞【総務】【福保】【消防】2-5

○ 救命効果の更なる向上を目指し、救急救命士の育成など救急業務の高度化を推進するとともに、医療機関、災害派遣医療チーム(DMAT)との連携強化を図る必要がある。また、インフラが被災すると災害派遣医療チーム(DMAT)等の活動や医療機関などへのエネルギー供給が制限されてしまうため、医療機能等を提供できないおそれがあることから、今後は、災害時の情報収集方法、燃料や水の供給体制の構築を図る必要がある。【福保】2-5

○ 大規模災害時には、指定避難所での生活が困難な障がい者や高齢者等が多数、避難することが考えられることから、今後も、福祉避難所を開設するための体制づくりに取り組むとともに、福祉施設等との協定を増やしていく必要がある。また、指定避難所等で、被災者に対する医療または助産を実施するため、救護所の開設など、医療活動等を支える取組みを着実に推進する必要がある。【福保】2-5,2-6

○ 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿や個別計画の作成、避難訓練の支援などを推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する必要がある。【総務】【福保】1-2,2-3

○ 子どもたちが防災に関する正しい知識を身につけ、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭や学校などにおける取組みを通じて、防災教育を推進するとともに、将来に地域防災において活躍できる人材を育成するための取組みを推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。【総務】【福保】【教委】【消防】1-5

○ 感染症の発生防止のため、平時から予防接種の摂取率の向上に取り組む必要がある。また、消毒や害虫駆除においては、平時に加え災害発生時に、より迅速的確に実施できるよう体制を構築しておく必要がある。【福保】【環境】2-6

○ 大分市社会福祉協議会が設置予定の「大分市災害ボランティアネットワーク協議会」へ参加し、連絡調整等の確認及び受け入れ体制の整備を図る必要がある。【福保】8-2

D．産業・エネルギー・情報通信

○ 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには企業ごとのＢＣＰ策定に加え、企業が連携したＢＣＰの策定を推進する必要がある。＜県＞＜民間事業者＞5-1

○ 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に実施することにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進していく必要がある。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【消防】5-2, 6-1, 7-2, 7-5

○ 地震や津波による被害を最小化するため、国・県・民間と連携しコンビナートに係る護岸や堤防の強化等の地震･津波･液状化対策を着実に推進していく必要がある 。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【土建】5-2, 6-1, 7-2, 8-5

○ 道路啓開等を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されていることから、担い手の確保・育成の観点を踏まえた就労環境の改善等を図る必要がある。【総務】8-2

○ 風評被害による商店街団体や各種業界団体等への事業活動の影響を防ぐため、県や関係団体等と更に連携し、正しい情報を発信するべく、状況に応じて発信する情報や発信手段をシミュレーションしておく必要がある。また、大規模な自然災害の場合、中小企業等の事業活動に著しい支障が生じることから、資金繰りや復旧に要する資金を円滑に供給するため、県や金融機関等と連携し、金融相談体制の充実と融資制度の周知を図る必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【商労】5-1, 7-6

○ 観光面での影響の広がりを防ぐため、観光施設、宿泊施設、交通機関等の正確な情報を収集し発信する体制を強化する必要がある。また、観光自粛ムードを払拭するため、国や県等の関係機関との更なる連携強化を図る必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【商労】7-6

○ 再生可能エネルギーの普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組みを進めてきたが、引き続き、再生可能エネルギーの導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を行っていく必要がある。【企画】【環境】【下水】2-5, 5-1, 6-1

○ Ｊアラート自動起動機や同報系防災行政無線の整備、災害情報共有システム(Ｌアラート)を活用した災害情報の提供により、市民への情報の確実かつ迅速な提供手

段の多様化が進められてきており、情報を共有するシステム整備や移動系防災行政無線等の通信設備の充実などを着実に推進する必要がある。【総務】【企画】1-5,3-1,4-1

○ 携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話通信事業者の協力を得ながら、通信環境の改善を図る必要がある。【企画】4-1

○ 本市を訪れた外国人をはじめとする観光客に対して、観光施設等に配置した本市の観光情報をはじめ防災情報も取得できる Wi-Fi 設備について、設置場所や活用方法を様々な手段を通じて周知を行う必要がある。【商労】1-5

○ 外国籍を有する市民等に向け、多言語化した避難情報や防災ガイド、避難所マップなどを掲載している国際化情報ホームページ「大分市国際交流 WEB」を通じ、最新の災害情報を発信するとともに、様々な機会を活かして本サイトの更なる周知を図る必要がある。【企画】1-5

○ 大規模自然災害に備え、消防通信指令管制システムの機能を最大限活用できるよう一層の災害対応訓練を行う必要がある。【消防】4-1

E．交通・物流

○ 災害時の輸送の代替性を確保するためにも、豊予海峡ルートの整備について、経済・文化等を通じた地域間交流や関連調査等を行い、整備の実現に向け機運の醸成を図る必要がある。併せて、中九州横断道路の整備促進や、東九州新幹線の整備実現に向け、関係機関などと連携して検討を進める必要がある。＜国＞＜県＞【企画】【都計】5-3,6-4

○ 市内の主要駅（１日あたり乗降者が１万人以上）の耐震化は完了しているが、今後、乗降者数に限らず駅の耐震化等の取組みについて、国・県・交通事業者と連携して検討を進める必要がある。【企画】【都計】5-3,6-4

○ 災害発生時には地域の物流幹線等の道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について、国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行っていく必要がある。さらに、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【土建】2-1,2-2,5-1,5-3,6-4,8-2

○ 市民生活や産業など都市活動を支える基盤として、都市交通体系の整備を進めることで、災害時の救援活動等を円滑に実施することができることや、中心市街地と各地区・地域間の交通ネットワーク化等が図られ、災害時の救援活動等を円滑に実施することができることから、今後も、引き続き都市幹線道路網の形成を推進する必要がある。【都計】5-3,6-4

○ 交通麻痺を回避する観点から、沿道建築物の倒壊による被害、避難及び救助救援活動や緊急輸送等の障害を回避するため、これらの耐震化を促進するだけでなく、建

築物集合地域通過道路の指定に向け、県、市が連携して取組む必要がある。また、主要渋滞箇所を検証し、その対策の検討・実施などを行い、渋滞緩和に必要な道路整備や公共交通の利用促進に向けた取組みが必要である。＜県＞【都計】5-3, 7-3

○ 帰宅困難者対策については、受入体制の充実を図るとともに、民間事業者等の協力により一時的な滞在場所の確保に努めるだけでなく、帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するための取組みを推進する必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【市民】【福保】【農水】【土建】【都計】【教委】2-4

○ 農道や林道は、農村・山間地域のネットワーク的な路網であり、地域の活性化に寄与するとともに、防災・震災対策としても、避難路や迂回路、代替輸送路としての利用が可能となるため保全や整備を推進する必要がある。【農水】2-2, 5-4, 6-4, 7-4

○ 陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【農水】【土建】【都計】2-1

○ 災害時に、食料や飲料水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結しているが、大規模災害時に関係団体と連絡が不通となるおそれもあるため、その場合も想定して対応を検討する必要がある。また、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進めているが、円滑かつ的確な支援の実施に向けて、対応手順等の検討及び官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練等により実効性を高めていく必要がある。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【商労】2-1, 5-4

○ 食料や飲料水、生活必需品等の提供に係る広域応援について定めた「九州九都市災害時相互応援に関する協定」、「中核市災害時相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定の適切な運用により、物資調達・供給体制を確保する必要がある。【総務】2-1

F．農林水産

○ 農業用ため池の多くは築造から年数が経っていることから、耐震調査を実施し、被害状況を勘案したうえで優先順位を決定し、その結果に基づき改修を行うまた、ハザードマップ作成やそれを活用した訓練の実施などのソフト対策とハード対策を適切に組み合わせる必要がある。【農水】1-4, 7-4

○ 森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあることから、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対策として、間伐等の森林整備を継続して実施するとともに、鳥獣害防止対策を推進する必要がある。また、併せて、治水・治山施設

の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を組み合わせて推進する必要がある。【農水】1-4, 7-4

○ 農村地域の高齢化、人口減少が進む中、地域の共同活動を支援することにより、農業の有する多面的機能（水源涵養、農地保全、景観形成等）の維持・発揮を促進している。今後は、新たな地域での共同活動組織の掘り起こしを進めるため、地域の核となるリーダー的担い手の育成を行う必要がある。また、集落ぐるみの農業を支援し、農業のもつ多面的機能の維持・保全を図るとともに、農村地域の共助を育てることで、自立的な防災・災害復旧につなげていく必要がある。【農水】5-4, 7-4

○ 次世代に引き継いでいける経営体を育成していくためには、所得の向上と経営の安定化が重要であることから、引き続き栽培施設の整備支援を行っていく必要がある。また、高齢化により、離農する経営体も増えてきており、今後は新規就農者や既存農家の栽培施設整備などを促進し、産地の維持発展に繋げていく必要がある。【農水】7-4

○ 災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、佐賀関漁港における防波堤、物揚場、護岸等の耐震診断を実施しており、今後は診断結果に基づく機能強化に向けた対策工事を行う必要がある。【農水】5-4

○ 二次災害による農林水産物に対する風評被害の防止を図るため、国・県・各関係団体等で連携体制を強化し、正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路などの検討を行う必要がある。＜国＞＜県＞【農水】7-6

G．地域防災

○ 避難者用の救助物資の備蓄を進めているが、広域かつ大規模な災害に備え、各家庭等における食料や飲料水等の備蓄を促進する必要がある。また、想定外の地域が孤立した場合に備え、通信手段や物資輸送の手段等を事前に検討しておく必要がある。＜県＞【総務】【福保】2-1, 2-2, 2-4

○ 自主防災組織については、その結成を引き続き促進するとともに、地震・津波避難行動計画や防災マップの作成、避難訓練、防災講話の実施や、地域が防災活動を推進するための資機材整備などの組織活動の活性化を支援する取組みの充実を図る必要がある。また、防災意識の啓発や避難訓練の企画、実施等を行う自主防災組織においての防災リーダーとなる防災士の継続した養成・育成が必要である。【総務】8-3

○ 災害時の情報伝達を目的とした地域の放送設備を整備するため、今後も自主防災組織を支援する取組みを続けていく必要がある。また、情報収集・提供手段の整備が進む一方で、災害・避難情報などを効果的に利活用することが重要であることから、自主防災組織や自治会など地域コミュニティの機能を強化する必要がある。【総務】【市民】1-5, 8-3

○ 災害時には避難所としても利用される校区公民館や自治公民館は地域コミュニティの拠点施設であり、建設や修繕、耐震補強等に対しても支援を継続していく必要がある。【市民】8-3

○ 高度経済成長期に建設された郊外型住宅団地の活性化を目的として、モデル団地を選定し、空家や交通対策などに取り組んでおり、今後は、他の団地や類似地域に波及させ、更なる活性化並びに地域コミュニティの再生を推進していく必要がある。【土建】8-3

≪横断的分野≫

① リスクコミュニケーション

○ 自助、共助、公助の理念に基づき、国、県、市、民間事業者、関係団体、住民など各主体が連携・協働した防災・減災の取組みを双方向のコミュニケーションにより促進する必要がある。また、国土強靱化に関する取組みをあらゆる機会を通じて周知等を行うことにより、地域のリスクを正しく理解・共有し、被害を減少させる必要がある。

○ 市民への広報活動や講演会等を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、防災訓練等を通じた自主防災組織の活性化を図り、災害時に主体的な行動（自助・共助）ができる地域づくりを支援する必要がある。

○ 学校においては、自然災害等の知識や地域の特性、実態を十分に踏まえた防災教育を進めるとともに、児童・生徒が自然災害等による危険を認識し、自らの安全を確保するための行動ができるよう、災害リスクに応じた実践的な避難訓練等を通じて、自他の生命を尊重し、災害に適切に対応する能力の基礎を培う必要がある。

○ 「わが家の防災マニュアル」の配布や、建築物の耐震診断及び耐震改修の助成、避難行動要支援者等に対する支援など、市が実施する事業の周知を図り、市民の災害への備えを促進する必要がある。

② 地域活性化・地域の生活機能の維持

○ 幾多の大災害から、地域の絆や人と人との繋がりの必要性が再認識され、地域コミュニティが担う役割の重要性が教訓として得られている。本市においても、本格的な人口減少社会を迎えるにあたり、少子高齢化の進行や核家族の増加、中山間地域の過疎化等により、地域の連帯感や帰属意識が薄れ、地域の防災力・活動力が低下することが懸念されることから、本市がこれまで取り組んできた自治会等への活動支援等をさらに充実させることにより、地域コミュニティを再生し、併せてその活性化を図る必要がある。

○ 地域をより活力あるものへと発展させていくために、若者の定住やＵＩＪターンを促進し、地域資源を活用した産業振興による就労の場の確保や、空き家の活用等による住環境の整備を図る必要がある。

○ 災害に強い人づくり・地域づくりは地域の活性化にもつながる。平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担う消防団の活動支援を推進する必要がある。また、地域における防災意識の啓発活動や避難訓練の企画・実施において中心的な役割を果たすなど自主防災組織の活動の要となる防災士を養成するとともに、スキルアップ研修の充実や、自主防災組織の活動支援等により防災士の活動しやすい環境づくりを進めるなど、自主防災組織の活性化・機能強化に取り組む必要がある。

○ 県都にふさわしい中枢的な都市機能の集積に向けた広域都心の総合的な都市整備や、東九州の拠点都市として広域的な連携に必要な交通体系の整備などを促進し、都市機能や生活を支える機能を広域都心と各地区の地区拠点周辺にコンパクトに集積させ、市民一人一人が豊かさを実感でき、安全で快適な住みよいまちづくりを推進することにより、都市の魅力の向上と地域活性化、活力の維持・増進を図る。また、道路網の寸断等による集落の孤立を防ぐため、道路防災対策や急傾斜地崩壊対策事業など、市民の命と暮らしを守る社会資本整備を推進する必要がある。

○ 人口減少という少子高齢化社会に適切に対応するため、大分市を中心市とする大分都市広域圏における連携協約により、地域経済の活性化や生活機能の向上に取り組むとともに、大規模災害発生時における減災・防災体制の充実をはじめ、基礎自治体として単独では解決できない課題や、連携による相乗効果が期待できる施策などを検討するなか、新たな広域連携を推進する必要がある。

③ 老朽化対策

○ 本市では、昭和 39 年に新産業都市に指定されて以来、人口の急増にあわせて整備してきた公共施設等が老朽化していくことを踏まえ、市民生活や経済活動の基盤となる公共施設等を維持し、必要な行政サービスを将来にわたり提供するため、大分市公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の軽減と平準化を図りながら、適切な維持管理・更新等を推進する必要がある。

○ 公共施設等ごとに大分市公共施設等総合管理計画に基づいた個別施設計画を策定し、それに基づく定期的な巡視や劣化した箇所の補修等を適切に行うことで施設の状態を良好に保ち、長寿命化させる取組みを推進する必要がある。

（別紙２）プログラムごとの脆弱性評価結果

１ 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 住宅・特定建築物・交通施設等の大規模な倒壊・火災による死傷者の発生

○ 住宅・建築物等の耐震化率は、住宅が 81％(H26)、特定建築物が 91％(H26)、小中学校・幼稚園が 99％(H27)と一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。【財務】【都計】【教委】

○ 大規模造成地マップを作成・公表し、市民の防災意識の向上を図り、所有者に宅地の安全性向上を促すとともに、面的に行う滑動崩落対策等を検討する必要がある。【都計】

○ 大規模地震時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物、道路施設及び沿線・沿道建物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。【土建】【都計】

○ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化と併せた、沿道地域の防火地域や準防火地域などの指定による沿道建築物の不燃化の促進を図るとともに、都市の骨格となる街路等の整備や、狭隘道路の拡幅による密集市街地の改善、公園・緑地・広場等の整備を推進していく必要がある。【土建】【都計】

○ 建築物等の耐震化を着実に推進・促進しているが、全ての耐震化を即座に行うことは困難であることや、火災の発生は様々な原因があることから、火災予防や安全対策の推進、各種訓練等により災害対応能力を向上させる必要がある。【総務】【教委】【消防】

（代表的な指標）

【土建】無電柱化の整備率(整備計画路線内)　94％(H26)

【都計】住宅の耐震化率　81％(H26)

【都計】市有施設の耐震化率　96％(H26)

【都計】特定建築物の耐震化率　91％(H27)

【都計】大規模盛土造成地の抽出と公表　未作成(H27)

【都計】住環境整備地区内の不燃領域率(浜町・芦崎・新川地区、三佐北地区の一部)　36％(H27)

【都計】住環境整備地区内の消防活動困難区域率(三佐北地区)　38％(H27)

【都計】住環境整備地区内の避難所・避難通路についての満足度と歩行者空間についての満足度の総合満足度(滝尾中部地区)　52％(H23)

【都計】住環境整備地区内の消防自動車が通行可能な幅員６ｍ以上の道路に接道する建物の割合（細地区） 16%(H23)
【都計】横尾土地区画整理事業の整備率　89.5%(H26)
【都計】大分駅南土地区画整理事業の整備率　97.5%(H26)
【都計】一人当り都市公園面積　14.65 ㎡/人
【教委】市立小学校・中学校・幼稚園の耐震化率　99%(H27)
【消防】防火対象物の査察率の維持　100%(H26)
【消防】各種団体への防火指導等人数　121,465 人(H26)

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

○ 施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、様々な部局・機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して護岸補強等ハード対策の着実な推進と津波避難計画の策定等のソフト対策を組み合わせた対策が必要である。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【農水】【土建】【下水】【教委】
○ 津波からの避難を確実に行うため、複数の情報伝達体制の整備、早期避難の意識の醸成、避難場所や避難路の確保、無電柱化などの対策を関係機関が連携して進める必要がある。【総務】【土建】【教委】
○ 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿や個別計画の作成、避難訓練の支援などを推進し、地域と連携した避難支援体制を構築する必要がある。【総務】【福保】

（代表的な指標）
【総務】津波浸水域内で地震･津波避難行動計画を作成した自主防災組織率　74.1%(H26)
【総務】津波ハザードマップの作成・配布　全戸配布(H26)
【総務】津波避難ビル等の指定が完了している自主防災組織率　88.1%(H26)

1-3 異常気象等による長期的な市街地等の浸水

○ 水害を未然に防止し、被害を最小限にするためには、ハード整備とソフト対策が一体となった減災体制の確立、及び、自助・共助・公助がバランス良く機能した減災対策が必要である。【総務】【農水】【土建】
○ 河川改修などの施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要がある。【土建】

○ 洪水ハザードマップを作成・公表するなど洪水被害に対する取り組みを行ってきたが、今後も分かりやすい情報を提供し、市と地域が一体となって洪水避難対策を推進することが重要である。【土建】

○ 過去の台風により、床上浸水など大きな被害が生じた地区を中心に雨水排水ポンプ場６箇所を建設したが、引き続き、管渠等の排水施設の整備を推進する必要がある。【下水】

（代表的な指標）

【農水】海岸保全施設延長　50m(H26)

【土建】洪水ハザードマップの作成・配布　全戸配布(H26)

【下水】都市浸水対策達成率　69.7%(H26)

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

○ 関係行政機関と連携して、砂防・急傾斜地対策などの土砂災害対策や火山噴火対策を推進する。また、土砂災害ハザードマップによる危険性や早期避難の重要性に関する啓発を継続するとともに、県の指定に合わせて市民の周知を図っていく必要がある。【総務】【土建】

○ 土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を行う土砂災害警戒区域等の指定を加速する必要がある。また、ハード対策として、土砂災害対策事業を着実に実施していく必要がある。＜県＞【土建】

○ 災害の発生が懸念される尾根や急傾斜地、河川沿いの人工林を中心に間伐を実施するとともに、林業適地における植栽や、鳥獣害防止対策を推進する必要がある。【農水】

○ ため池の計画的な整備(ハード事業)を実施するとともに、減災対策として、地域住民と連携したハザードマップ作成等ソフト施策にも取り組み、地域防災力を強化する必要がある。【農水】

（代表的な指標）

【農水】ため池ハザードマップ作成箇所数　８箇所(H26)

【農水】年間間伐面積　122ha(H26)

【土建】土砂災害ハザードマップの作成・配布割合　2%(H27)

＜県＞土砂災害警戒区域指定率　3.2% (H26)

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○ 市民への広報活動や防災研修を通じ、防災知識の向上や災害に対する備えの重要性を啓発するとともに、地域が防災活動を推進するための資機材整備などの経済的な活動支援を進め、自主防災組織の活性化を促進する必要がある。【総務】

○ Ｊアラート自動起動機や同報系防災行政無線の整備、災害情報共有システム(Ｌアラート)を活用した災害情報の提供により、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。【総務】

○ 避難行動の判断に必要となる河川や土砂災害などの防災情報を、迅速かつ的確に情報収集・市民へ提供するための体制整備を引き続き推進する必要がある。【総務】【土建】

○ 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、災害・避難情報などを効果的に利活用することが重要であることから、自主防災組織や自治会など地域コミュニティの機能を強化する必要がある。【総務】【市民】

○ 子どもたちが防災に関する正しい知識を身につけ、日常生活の中で自らが命を守る主体者として適切な行動がとれるように、実践的な避難訓練や地域と連携した防災訓練など、家庭や学校などにおける取組みを通じて、防災教育を推進するとともに、将来に地域防災において活躍できる人材を育成するための取組みを推進し、地域防災力の向上を図る必要がある。【総務】【福保】【教委】【消防】

○ 本市を訪れた外国人をはじめとする観光客に対して、観光施設等に配置した本市の観光情報をはじめ防災情報も取得できるWi-Fi設備について、設置場所や活用方法を様々な手段を通じて周知を行う必要がある。【商労】

○ 外国籍を有する市民等に向け、多言語化した避難情報や防災ガイド、避難所マップなどを掲載している国際化情報ホームページ「大分市国際交流WEB」を通じ、最新の災害情報を発信するとともに、様々な機会を活かして本サイトの更なる周知を図る必要がある。【企画】

(代表的な指標)

【総務】自主防災組織結成率　99.3% (H26)

【総務】防災訓練を実施した自主防災組織率　62.7% (H27)

【総務】自主防災組織の情報伝達整備数　5防災会(H26)

【総務】同報系防災行政無線の屋外拡声子局の整備　14箇所(H26)

【教委】大分市学校災害対策マニュアルの作成及び各学校における防災マニュアルの作成率　100%(H26)

【教委】各学校における災害リスクに応じた避難訓練の実施率　100%(H26)

２ 大規模自然災害発生直後から救助･救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食料･飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

○ 陸・海・空の物資輸送ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【農水】【土建】【都計】

○ 発災後に、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【土建】

○ 避難者用の救助物資の備蓄については、平成 25 年から 29 年の５ヵ年計画で学校等の防災拠点に整備を進めているが、広域かつ大規模な災害に備え、各家庭等における食料や飲料水等の備蓄を促進する必要がある。＜県＞【総務】【福保】

○ 災害時における生活必需物資について、民間事業者と物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通在庫備蓄の整備を進めているが、併せて、円滑かつ的確な支援の実施に向けて、対応手順等の検討及び官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練等により実効性を高めていく必要がある。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【商労】

○ 広域かつ大規模な災害が発生し、流通在庫備蓄が不足するときに備えて、食料や飲料水、生活必需品等の提供に係る広域応援について定めた「九州九都市災害時相互応援に関する協定」、「中核市災害時相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定の適切な運用により、物資調達・供給体制を確保する必要がある。【総務】

○ 水道施設の老朽化対策と合わせ耐震化を着実に推進するとともに、緊急遮断弁の設置検討や、給水拠点の整備などによる応急給水体制の確立、さらには広域的な応援体制の構築を進める必要がある。【水道】

（代表的な指標）

【総務】備蓄物資の配備箇所数　24 箇所(H26)

【総務】受援計画の策定　未策定(H26)

【土建】橋梁(緊急輸送道路)の耐震化　0 橋(H26)

【水道】配水池の耐震化率　63.6%(H26)

【水道】管路(水道)の耐震化率　11.8%(H26)

【水道】給水拠点の整備箇所数　0 箇所(H26)

＜県＞耐震強化岸壁の整備率　0%（H26）

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

○ 災害時に徒歩で生活し自立できるコンパクトな都市づくりの推進が必要である。また、道路の防災、震災対策や緊急輸送道路における橋梁の耐震化・補修、洪水・土砂災害・津波・雪害対策等を進めているが、進捗が途上であることや広域的かつ大規模の災害が発生した場合、現状の施策では十分に対応できないおそれがあることなどの課題があるため、進捗を推進するとともに対応方策を検討する必要がある。＜国＞＜県＞【農水】【土建】【都計】

○ 山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも、適正な保全対策が求められる。【農水】

○ 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行っていく必要がある。＜県＞【土建】

○ 中山間地域の活性化や家庭内備蓄の促進等により地域の防災力向上を図るとともに、想定外の地域が孤立した場合に備え、通信手段や物資輸送の手段等を事前に検討しておく必要がある。【総務】【農水】

（代表的な指標）

【農水】農道の整備延長　2.8 km(H26)

【農水】農道・農道橋等の保全対策計画路線数　0 路線(H26)

【農水】集落での共同活動取組集落数　68 集落(H26)

【土建】橋梁(緊急輸送道路)の耐震化　0 橋(H26)(再掲)

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

○ 消防団の活動支援、自主防災組織等の活性化支援、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。加えて、広域かつ大規模な災害の場合、市域内の人材だけでは不足することが考えられるため、市域外からの応援部隊・災害ボランティアの受入、連携活動の調整方法などについて事前に明確化しておく必要がある。【総務】【福保】【土建】【消防】

○ 大規模災害時に迅速かつ的確に対応できる防災体制の強化を図るには、指揮命令系統の確立及び消防力の充実強化が重要である。今後は、各種訓練や研修等を通じ、大規模災害時の対応力の強化を推進する必要がある。【消防】

○ 災害対応を迅速かつ効率的に行うには、防災関係機関との連携が重要となる。今後も、引き続き防災関係機関との合同訓練等を行い、相互の業務を理解し、災害時の応急対策をより円滑に実施できるよう連携強化を図る必要がある。【総務】【消防】

○ 緊急輸送道路の整備や狭隘道路の拡幅、公園・緑地の整備により、災害時に有効な活動拠点や活動経路の整備を推進する必要がある。【農水】【土建】【都市】
○ 避難行動要支援者名簿を活用した見守りや個別の避難計画の作成を進め、地域において円滑かつ迅速な避難支援が行われる体制の整備を推進する必要がある。【福保】

（代表的な指標）
【総務】受援計画の策定　未策定(H26)(再掲)
【消防】緊急消防援助隊の受援計画の策定　未策定(H26)

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

○ 避難者用の救助物資の備蓄については、平成 25 年から 29 年の５ヶ年計画で学校等の防災拠点に整備を進めているが、広域かつ大規模な災害に備え、物資集積拠点の整備や受援計画を策定する必要がある。＜県＞【総務】【福保】
○ 帰宅困難者対策については、受入体制の充実を図るとともに、民間事業者等の協力により一時的な滞在場所の確保に努める必要がある。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【市民】【福保】【都計】【教委】
○ 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災・震災対策や防災上重要な経路を構成する道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波対策等の取組みを推進する必要がある。＜国＞＜県＞【農水】【土建】【都計】

（代表的な指標）
【総務】携帯トイレの整備数　40,000 回分 (H26)
【総務】備蓄物資の整備箇所数　26 箇所 (H26)(再掲)
【総務】受援計画の策定　未策定(H27)(再掲)

2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

○ 広域的かつ大規模な災害の場合、多くの市民が負傷し応急処置・輸送・治療能力等が不足するおそれがあることから、広域的な応援体制を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する必要がある。＜民間事業者＞【総務】【福保】【消防】
○ 指定避難所等で、被災者に対する医療または助産を実施するため、救護所の開設など、医療活動等を支える取組みを着実に推進する必要がある。【福保】

○ 各医療機関の燃料備蓄状況、井戸水等の確保状況を把握しているが、大規模地震等に伴うエネルギー供給の途絶等により、医療機能等を提供できないおそれがあることから、今後は、災害時の情報収集方法、燃料や水の供給体制の構築を図る必要がある。【福保】

○ インフラが被災すると災害派遣医療チーム(DMAT)等の活動や医療機関などへのエネルギー供給が制限されてしまうため、道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波対策等の着実な進捗と支援物資物流を確保する必要がある。＜国＞＜県＞【農水】【土建】

○ 大規模災害時には、指定避難所での生活が困難な障がい者や高齢者等が多数、避難することが考えられることから、今後も、福祉避難所を開設するための体制づくりに取り組むとともに、福祉施設等との協定を増やしていく必要がある。【福保】

○ 再生可能エネルギーの普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組みを進めてきたが、引き続き、再生可能エネルギーの導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を行っていく必要がある。【企画】【環境】【下水】

（代表的な指標）

【福祉】避難所における医薬品等の備蓄　0 箇所(H26)

【土建】無電柱化の整備率(整備計画路線内)　94%(H26)(再掲)

【消防】応急手当普及員講習受講者数　52 人(H26)

【消防】一般・普通・上級救命講習受講者数　13,284 人(H26)

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○ 感染症の発生防止のため、平時から予防接種の摂取率の向上に取り組む必要がある。また、消毒や害虫駆除においては、平時に加え災害発生時に、より迅速的確に実施できるよう体制を構築しておく必要がある。【福保】【環境】

○ 下水道施設(処理場、主要な管渠等)の耐震化・耐津波化を図り、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、災害時における下水道機能の継続・早期回復を迅速に行うため、訓練等を通じて、実効性のある BCP とするため、必要に応じた見直しを図る必要がある。【下水】

○ 農業集落排水処理施設の老朽化対策、耐震化を着実に推進する必要がある。【農水】

○ 指定避難所等で、被災者に対する医療または助産を実施するため、救護所の開設など、医療活動等を支える取組みを着実に推進する必要がある。【福保】

○ 指定避難所で疫病・感染症等の大規模発生を抑止するため、し尿を処理するための資機材などを備蓄するとともに、生活ごみやし尿の収集運搬体制の構築を推進する必要がある。【総務】【福保】【環境】
○ 災害時の遺体処理に関する対策を検討する必要がある。【市民】【福保】

（代表的な指標）
【総務】携帯トイレの整備数　40,000 回分(H26)(再掲)
【福保】予防接種法に基づく予防接種「MR ワクチン」の１期・２期の各接種率
１期：99.1%(H26)　２期：94.2%(H26)
【農水】農業集落排水処理施設の機能強化対策整備率　22.5%(H27)
【下水】既設管路の耐震化率(大道弁天汚水幹線外２路線)　67%(H26)

３ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○ 地方行政機関等の機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。【総務】
○ 本市では、業務継続計画を策定しているが、今後、訓練等を通じて実効性を高め、見直しを図る必要がある。【総務】【財務】
○ 災害対策本部を設置する本庁舎等は、防災拠点施設として重要であることから、更なる耐震性能の向上を図るとともに、受変電設備の高架化などにより浸水対策を行う必要がある。【財務】
○ 防災拠点となる公共施設等の耐震化及び吊り天井等の非構造部材の耐震対策について、引き続き対策を実施する必要がある。【財務】【福保】【都計】【教委】
○ 電力供給遮断などの非常時に、防災拠点等(公共施設等)において、行政機能の維持に必要な電力を確保する必要がある。【財務】
○ 行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災・震災対策や無電柱化、緊急輸送道路における橋梁の耐震化・補修、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化など、洪水・土砂災害・地震・津波対策等を着実に推進する必要がある。＜国＞＜県＞【農水】【土建】
○ 被災による機能低下を補うために、情報を共有するシステム整備や移動系防災行政無線等の通信設備の充実、広域応援協定の締結、受援計画の策定を推進する必要がある。【総務】【企画】

（代表的な指標）

【総務】災害対策本部等訓練の実施　実施(H27)

【総務】受援計画の策定　未策定(H26)(再掲)

【総務】大分市業務継続計画の見直し　0 回(H26)

【財務】防災拠点となる本庁舎の耐震指標　0.56(Is 値)(H27)

【財務】庁舎の防災訓練　実施(H26)

【都計】市有施設の耐震化率　96%(H26)(再掲)

４ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 情報通信の麻痺・長期停止

○ Ｊアラート自動起動機や同報系防災行政無線の整備、災害情報共有システム(Ｌアラート)を活用した災害情報の提供により、市民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。【総務】

○ 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の無電柱化や洪水・土砂災害・津波対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。【土建】

○ 平成 26 年度末に完成した消防指令管制システムは、電力供給なしで 119 番通報を受信できる装置や、災害等により指令センターが使用不能になった場合に備え、南消防署でも 119 番通報を受信できるように構築している。今後は、これらの機能を最大限に活用できるよう一層の災害対応訓練を行う必要がある。【消防】

○ 携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話通信事業者の協力を得ながら、通信環境の改善を図る必要がある。【企画】

（代表的な指標）

【総務】同報系防災行政無線の屋外拡声子局の整備　14 箇所(H26)(再掲)

【土建】無電柱化の整備率(整備計画路線内)　94%(H26)(再掲)

５ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

○ 企業等の防災力向上のため、職場などの災害対応計画等を作成する際の資料として、「職場の防災マニュアル」を作成、配布し、その実効性の向上を図るとともに、事業所防災士の養成を行ったところであるが、引き続き災害対応計画等の重要性の周知及び啓発を図る必要がある。【総務】

○ 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するためには企業毎のBCP策定に加え、企業が連携したBCPの策定への取組が必要であることから、関係機関及び民間も含めて幅広く連携し、効率的にBCPの策定を進める必要がある。＜県＞＜民間事業者＞

○ 大規模な自然災害の場合、中小企業等の事業活動に著しい支障が生じることから、資金繰りや復旧に要する資金を円滑に供給するため、県や金融機関等と連携し、金融相談体制の充実と融資制度の周知を図る必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【商労】

○ 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について国や県等の道路管理者と認識・共有を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行っていく必要がある。＜県＞【土建】

○ 道路の防災・震災対策や無電柱化、緊急輸送道路における橋梁の耐震化・補修、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化、沿岸部の津波対策を着実に推進する必要がある。＜国＞＜県＞【土建】

○ 再生可能エネルギーの普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組みを進めてきたが、引き続き、再生可能エネルギーの導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図るため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を行っていく必要がある。【企画】【環境】【下水】

（代表的な指標）

【土建】無電柱化の整備率（整備計画路線内）　94%（H26）（再掲）

【土建】橋梁（緊急輸送道路）の耐震化　0橋（H26）（再掲）

5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

○ コンビナート等に関する施設は、官民含め複数者が保有・管理していることから、防護機能の強化を図るには、官民の連携・役割分担のもと一体的かつ効果的な取組が必要である。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【土建】

○ 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に実施することにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進していく必要がある。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【消防】

○ 地震や津波による被害を最小化するため国・県・民間と連携しコンビナートに係る護岸や堤防等の強化等の地震・津波・液状化対策を着実に推進していく必要がある 。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【土建】

（代表的な指標）

【消防】危険物施設の査察の維持　100%(H26)

【官・民】大分県石油コンビナート等防災計画　策定済み(H26)

【官・民】大分地区石油コンビナート等特別防災区域総合防災訓練　実施(H27)

5-3 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

○ 道路の防災・震災対策や緊急輸送道路における橋梁の耐震化・補修、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化、沿岸部の津波対策を着実に推進する必要がある。＜国＞＜県＞【土建】

○ 都市活動を支える基盤として、都市交通体系の整備を進めることで、災害時の救援活動等を円滑に実施することができることから、引き続き都市幹線道路網の形成を推進する必要がある。【都計】

○ 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について国や県等の道路管理者と認識・共有を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行っていく必要がある。＜県＞【土建】

○ 国土交通省から提供される最新の交通データをもとに、主要渋滞箇所を検証し、その対策の検討・実施などを行い、渋滞緩和に必要な道路整備や公共交通の利用促進に向けた取組みが必要である。【都計】

○ 災害時の輸送の代替性を確保するためにも、豊予海峡ルートの整備について、経済・文化等を通じた地域間交流や関連調査等を行い、整備の実現に向け機運の醸成を図る必要がある。併せて、中九州横断道路の整備促進や、東九州新幹線の整備実現に向け、関係機関などと連携して検討を進める。＜国＞＜県＞【企画】【都計】

○ 市内の主要駅（１日あたり乗降者が１万人以上）の耐震化は完了しているが、今後、乗降者数に限らず駅の耐震化等の取組みについて、国・県・交通事業者と連携して検討を進める必要がある。【企画】【都計】

（代表的な指標）

【土建】無電柱化の整備率（整備計画路線内）　94%(H26)（再掲）

【土建】橋梁（緊急輸送道路）の耐震化　０橋(H26)（再掲）

【都計】幹線街路整備延長（累計）　262.2km(H26)

【企画/都計】耐震化が完了した主要駅（乗降者が１万人/日以上）　１駅(H27)

5-4 食料等の安定供給の停滞

○ 災害等の応急時に、食料や飲料水等の供給をスムーズに行えるよう、関係団体と協定を締結し、毎年、担当者等の確認を行っているところであるが、大規模災害時に関係団体と連絡が不通となるおそれもあるため、その場合も想定して対応を検討する必要がある。【総務】【商労】

○ 農道や農道橋等は、社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークを構成する上でも、適正な保全対策が求められる。このため、農道橋や農道トンネルの耐震点検に着手し、道路網としての役割を維持する必要がある。【農水】

○ 農村地域の高齢化、人口減少が進む中、地域の共同活動を支援することにより、農業の有する多面的機能(水源涵養、農地保全、景観形成等)の維持・発揮を引き続き促進するとともに、今後、新たな地域での共同活動組織の掘り起こしを進めるため、地域の核となるリーダー的担い手の育成を行う必要がある。【農水】

○ 災害発生時の水産業の継続・早期再開の観点から、佐賀関漁港における防波堤、物揚場、護岸等の耐震診断を実施しており、今後は診断結果により、機能強化に向けた対策工事を行う必要がある。【農水】

（代表的な指標）

【農水】農道の整備延長　2.8km(H26)(再掲)

【農水】農道・農道橋等の保全対策計画路線数　0 路線(H26)（再掲）

【農水】有害鳥獣による農林産物の被害額　13,944 千円(H26)

６ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワークや石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

○ 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に実施することにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進していく必要がある。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【消防】

○ 地震や津波による被害を最小化するため国・県・民間と連携しコンビナートに係る護岸や堤防等の強化等の地震･津波･液状化対策を着実に推進していく必要がある 。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【土建】

○ 再生可能エネルギーの普及・促進については、地球環境負荷の低減はもとより、安定的なエネルギーの供給や地域経済の活性化にも寄与するものであることから、太陽光発電を中心に取組みを進めてきたが、引き続き、再生可能エネルギーの導入を継続的に促進するとともに、リスクの分散による災害時のエネルギーの確保を図る

ため、将来的に利活用可能な新たなエネルギーについても調査研究を行っていく必要がある。【企画】【環境】【下水】

（代表的な指標）

【消防】危険物施設の査察の維持　100%(H26)(再掲)

【官・民】大分県石油コンビナート等防災計画　策定済み(H26)(再掲)

【官・民】大分地区石油コンビナート等特別防災区域総合防災訓練　実施(H27)(再掲)

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

○ 水道施設の基幹管路や浄水場等の耐震化は、各更新(耐震化)計画等に基づき、更新時に計画的に行うが、膨大な量と多額の経費を要することから、アセットマネジメントの視点により、業務量、経費の標準化を図る必要がある。また、災害時の電力遮断に備え、自家発電設備の設置による電力の確保対策を検討する必要がある。【水道】

○ 大規模災害時、職員も被災することを前提に、水道局の業務遂行能力の低下が想定されることから、非常時の水道水の供給継続の検討や、訓練等を通じて事業継続計画の充実を図る必要がある。【水道】

○ 災害時に早期復旧できるように関係機関との相互応援協定に基づいた資機材確保の強化を図る必要がある。【水道】

○ 大規模災害時には、生活用水が不足する事態が想定されるため、災害時市民開放井戸や雨水等の水資源の有効利用等を普及･促進する必要がある。【総務】【下水】

（代表的な指標）

【水道】配水池の耐震化率　63.6%(H26)(再掲)

【水道】管路（水道）の耐震化率　11.8%(H26)(再掲)

【水道】給水拠点の整備箇所数　0 箇所(H26)（再掲）

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

○ 下水道施設(処理場、ポンプ場等)の老朽化対策や耐震化・耐津波対策を着実に推進する必要がある。【下水】

○ 災害時における下水道機能の継続・早期回復を迅速に行うため、訓練等を通じて実効性のある BCP とするため、必要に応じた見直しを図る必要がある。【下水】

○ 農業集落排水処理施設の老朽化対策、耐震化を着実に推進する必要がある。【農水】

（代表的な指標）

【下水】既設管路の耐震化率（大道弁天汚水幹線外２路線）　67％（H26）（再掲）

【農水】農業集落排水処理施設の機能強化対策整備率　22.5％（H27）（再掲）

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

○ 道路の防災・震災対策や緊急輸送道路における橋梁の耐震化・補修、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化、沿岸部の津波対策を着実に推進する必要がある。＜国＞＜県＞【土建】

○ 市民生活や産業など都市活動を支える基盤として、都市交通体系の整備を進めることで、中心市街地と各地区・地域間の交通ネットワーク化等が図られ、災害時の救援活動等を円滑に実施することができることから、今後も、引き続き都市幹線道路網の形成を推し進める必要がある。【都計】

○ 地域の物流幹線に対する道路啓開を迅速に実施する上で必要な措置を講じた車両等の移動方法や補償等について、対応マニュアルや体制等の整備を行っていく必要がある。【土建】

○ 国土交通省から提供される最新の交通データをもとに、主要渋滞箇所を検証し、その対策の検討・実施などを行い、渋滞緩和に必要な道路整備や公共交通の利用促進に向けた取組みが必要である。【都計】

○ 農道や林道は、農村・山間地域の活性化に寄与するとともに、防災・震災対策としても迂回路としての利用が可能となるため保全や整備を推進する必要がある。【農水】

○ 災害時の輸送の代替性を確保するためにも、豊予海峡ルートの整備について経済・文化等を通じた地域間交流や関連調査等を行い、整備の実現に向け機運の醸成を図る必要がある。併せて、中九州横断道路の整備促進や、東九州新幹線の整備実現に向け、関係機関などと連携して検討を進める。＜国＞＜県＞【企画】【都計】

○ 市内の主要駅（１日あたり乗降者が１万人以上）の耐震化は完了しているが、今後、乗降者数に限らず駅の耐震化等の取組みについて、国、県、交通事業者と連携して検討を進める必要がある。【企画】【都計】

（代表的な指標）

【土建】無電柱化の整備率（整備計画路線内）　94％（H26）（再掲）

【土建】橋梁（緊急輸送道路）の耐震化　０橋（H26）（再掲）

【都計】幹線街路整備延長（累計）　262.2km（H26）（再掲）

【企画/都計】耐震化が完了した主要駅（乗降者が１万人/日以上）　１駅（H27）（再掲）

【農水】農道の整備延長　2.8km（H26）（再掲）

【農水】農道・農道橋等の保全対策計画路線数　０路線（H26）（再掲）

【農水】主要林道舗装延長(累積)　1,610m(H26)

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生

○ 大規模な市街地火災や津波火災に対する活動能力を高めるため、消防活動に必要な施設の充実強化及び消防団の活動支援等を推進するとともに、応急対応をより円滑に実施できるよう防災関係機関との更なる連携強化を図る必要がある。また、自主防災組織の活性化支援等の地域防災力の向上を図るなど、ハード・ソフト対策を組み合わせて横断的に進める必要がある。【総務】【消防】

○ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化と併せた、沿道地域への防火地域や準防火地域などの指定による沿道建築物の不燃化の促進を図るとともに、都市の骨格となる街路等の整備や、狭隘道路の拡幅による密集市街地の改善、公園・緑地・広場等の整備を推進していく必要がある。【土建】【都計】

(代表的な指標)

【総務】防災訓練を実施した自主防災組率　62.7%(H27)(再掲)

【都計】都市公園面積　14.65 ㎡/人 (H26)(再掲)

【消防】耐震性貯水槽の設置　82 基(H26)(再掲)

7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

○ 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に実施することにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進していく必要がある。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【消防】

○ 地震や津波による被害を最小化するため国・県・民間と連携しコンビナートに係る護岸や堤防等の強化等の地震･津波･液状化対策を着実に推進していく必要がある 。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【土建】

(代表的な指標)

【総務】津波ハザードマップの作成・配布　全戸配布(H26)(再掲)

【官・民】大分県石油コンビナート等防災計画　策定済み(H26)(再掲)

【官・民】大分地区石油コンビナート等特別防災区域総合防災訓練　実施(H27)(再掲)

7-3 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

○ 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、国・県、民間と連携した取組みを強化する必要がある。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。【総務】【土建】【都計】

○ 住宅・建築物は、市民の耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断・耐震改修の経済的負担が大きいことから、啓発活動及び補助制度による支援を行う必要がある。【土建】【都計】

○ 沿道建築物建築物の倒壊による被害、避難及び救助救援活動や緊急輸送等の障害を回避するため、建築物集合地域通過道路の指定に向け、県、市が連携して取組む必要がある。＜県＞【都計】

○ 被災宅地危険度判定士・被災建築物応急危険度判定士など災害時に必要となる人材の育成・確保を行っていくことが必要である。【都計】

（代表的な指標）

【都計】住宅の耐震化率　81%(H26)(再掲)

【都計】特定建築物の耐震化率　91%(H27)(再掲)

7-4 農地・森林等の荒廃や、ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

○ 急速に進む農村の少子高齢化に伴い、後継者などの担い手不足や耕作放棄地の拡大をもたらしていることから、集落ぐるみの農業を支援し、農業のもつ多面的機能の維持・保全を図るとともに、農村地域の共助を育てることで、自立的な防災・災害復旧につなげていく必要がある。【農水】

○ 次世代に引き継いでいける経営体を育成していくためには、所得の向上と経営の安定化が重要であることから、引き続き栽培施設の整備支援を行っていく必要がある。また、高齢化により、離農する経営体も増えてきており、今後は新規就農者や既存農家の栽培施設整備などを促進し、産地の維持発展に繋げていく必要がある。【農水】

○ 森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあることから、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応として、間伐等の森林整備を継続して実施するとともに、鳥獣害防止対策を推進する必要がある。また、併せて、治水・治山施設

の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を組み合わせて推進する必要がある。【農水】

○ 林道は森林の整備や保全において重要な役割を果たし、地域のネットワーク的な路網であるとともに、災害時は、市道や県道等の迂回路としても利用されることから、今後とも計画的な舗装整備を行なっていく必要がある。【農水】

○ 農業用ため池の多くは築造から年数が経っていることから、耐震調査を行い、被害状況を勘案したうえで優先順位を決定し、地元協議を経て、ため池の改修を加速させていく必要がある。しかし、想定する計画規模に対する対策に時間を要する面もあり、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり大きな人的被害が発生するおそれがある。このため、ハザードマップ作成やそれを活用した訓練の実施などのソフト対策とハード対策を適切に組み合わせる必要がある。【農水】

（代表的な指標）

【農水】ため池ハザードマップ作成箇所　８箇所(H26)(再掲)

【農水】主要林道舗装延長(累積)　1,610m(H26)(再掲)

【農水】年間間伐面積　122ha(H26)(再掲)

【農水】集落での共同活動取組集落数　68 箇所(H26)(再掲)

【農水】有害鳥獣による農林産物の被害額　13,944 千円(H26)(再掲)

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

○ 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するため、関係事業者による流出防止措置の徹底などを促進し、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、引き続き関係機関が連携して対応する必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【環境】

○ 石油コンビナート地区の災害の発生及び拡大防止等を図るため、「大分県石油コンビナート等防災計画」に基づき、実践的な防災訓練等を官民連携により実施するとともに、火災予防査察を計画的に実施することにより、ソフト面及びハード面で事故防止対策を推進していく必要がある。＜県＞＜民間事業者＞【総務】【消防】

○ 近隣の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、本市における原子力防災の基本的事項を定めた地域防災計画(風水害等対策編)に基づき、各関係機関と連携を強化し原子力災害対策を推進する必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】

（代表的な指標）

【官・民】大分県石油コンビナート等防災計画　策定済み(H26)(再掲)

【官・民】大分地区石油コンビナート等特別防災区域総合防災訓練　実施(H27)(再掲)

7-6 風評被害等による市内経済等への甚大な影響

○ 風評被害による商店街団体や各種業界団体等への事業活動の影響を防ぐため、県や関係団体等と更に連携し、正しい情報を発信するべく、状況に応じて発信する情報や発信手段をシミュレーションしておく必要がある。また、風評被害により事業活動に著しく支障が生じた中小企業等に対し、資金繰り等に要する資金を円滑に供給するため、県や金融機関等と連携し、金融相談体制の充実と融資制度の周知を図る必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【商労】

○ 観光面での影響の広がりを防ぐため、観光施設、宿泊施設、交通機関等の正確な情報を収集し発信する体制を強化する必要がある。また、観光自粛ムードを払拭するため、国や県等の関係機関との更なる連携強化を図る必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【商労】

○ 二次災害による農林水産物に対する風評被害の防止を図るため等、国・県・各関係団体等で連携体制を更に強化し、正しい情報を発信するべく、状況に応じて発信する情報、発信経路をシミュレーションしておく必要がある。＜国＞＜県＞【農水】

（代表的な指標）

なし

８ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 災害廃棄物処理計画の策定を推進していくとともに、仮置場所等候補地について、佐野清掃センター埋立場、鬼崎埋立場、関崎清浄園以外の公有地や民有地についても、今後、具体的な候補地の選定を進めていく必要がある。【環境】

○ 各清掃工場の点検を着実に実施しているが、今後は南海トラフ巨大地震などによる工場被災も想定し更新計画の策定を進めていく必要がある。また、プラントメーカー等と清掃工場の損壊が発生した場合の応援復旧に関する協定を検討する必要がある。【環境】

○ 住民の衛生確保、地域生活の早急な復興のためには、日常生活ごみ・し尿、避難所ごみ、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理していかなければならないことから、ごみ・し尿収集運搬体制の確立に向け、災害規模に応じた収集運搬計画を策定していく必要がある。【環境】

○ 九州九都市災害時相互応援に関する協定、大分県及び市町村相互間の災害時応援協定を基に、収集・運搬・処分について具体的な対応方法を検討していく必要がある。【環境】

（代表的な指標）

【環境】災害廃棄物処理計画の策定　未策定(H27)

【環境】災害廃棄物仮置場候補地の選定　検討中(H27)

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 災害発生時には道路啓開が必要となるため、大分県道路啓開計画に基づき、必要な措置について国や県等の道路管理者と連携を図るとともに、対応マニュアルや体制等の整備を行っていく必要がある。＜県＞【土建】

○ 広域的かつ大規模な災害が発生した場合、被災自治体の対応力を超える復旧/復興事業が発生し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、救助活動・物資集積等の拠点整備や受援計画を策定していくとともに、職員の派遣に係る広域応援について定めた「九州九都市災害時相互応援に冠する協定」、「中核市災害相互応援協定」等や、同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の兵庫県宝塚市や長野県飯田市との災害相互応援協定の適切な運用により、復旧・復興を円滑に進める体制を確保する必要がある。【総務】

○ 大分市社会福祉協議会が設置予定の「大分市災害ボランティアネットワーク協議会」へ参加し、連絡調整等の確認及び受け入れ体制の整備を図る必要がある。【福保】

○ 災害発生時に道路啓開等を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されていることから、担い手の確保・育成の観点を踏まえた就労環境の改善等を図る必要がある。【総務】

（代表的な指標）

【総務】受援計画の策定　未策定(H26)(再掲)

【総務】若手技術者を配置する要件設定型一般競争入札(試行)　５件(H26)

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 地域の絆や人と人の繋がりは、地域の災害対応力に密接な関係があり、大規模災害が発生した場合、救助活動やその後の復旧・復興などに関して、地域コミュニティの担うべき役割が重要となることから、自主防災組織や自治会をはじめとする地域コミュニティを再生し、併せてその活性化を図っていく必要がある。【総務】【市民】

○ 自主防災組織については、その結成を引き続き促進するとともに、地震・津波避難行動計画や防災マップの作成、避難訓練、防災講話の実施などにより、組織活動の活性化を支援する取組みの充実を図る必要がある。また、防災意識の啓発や避難訓

練の企画、実施等を行う自主防災組織においての防災リーダーとなる防災士の継続した養成・育成が必要である。【総務】

○ 災害時の情報伝達を目的とした地域の放送設備を整備するため、今後も自主防災組織を支援する取り組みを続けていく必要がある。【総務】

○ 地域コミュニティの拠点施設であり、災害時には避難所としても利用される校区公民館や自治公民館の建設や修繕、耐震補強等に対しても支援を継続していく必要がある。【市民】

○ 災害時の円滑な住宅供給確保を可能とするため、「応急仮設住宅供給・居住確保マニュアル」を充実していく必要がある。【土建】

○ 地籍調査を実施し土地の明確化を図ることで、災害後の円滑な復旧・復興を確保し、自主防災組織や自治会をはじめとする地域コミュニティの再生に繋げる必要がある。【都計】

○ 高度経済成長期に建設された郊外型住宅団地の活性化を目的として、モデル団地を選定し、空家や交通対策などに取り組んでおり、今後は、他の団地や類似地域に波及させ、更なる活性化並びに地域コミュニティの再生を推進していく必要がある。【土建】

（代表的な指標）

【総務】津波浸水域内で地震・津波避難計画を作成した自主防災組織率　74.1%(H26)（再掲）
【総務】自主防災組織率　99.3%(H26)（再掲）
【総務】防災訓練を実施した自主防災組織率　62.7%（H27)（再掲）
【総務】自主防災組織等への防災士確保率　88.3%(H26)
【総務】自主防災組織等への女性防災士確保率　10.3%(H26)
【市民】まちづくり協議会の団体　５団体(H26)
【市民】ご近所の底力再生事業助成金の申請率　83%(H26)
【市民】地域まちづくり活性化事業の事業参加者　82,336 人(H26)
【都計】地籍調査済み面積　114k ㎡(H26)

8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 地震、津波等による幹線等の分断に備え、緊急輸送道路上の橋梁耐震化や道路法面対策推進、主要な駅の耐震対策促進、耐震強化岸壁の整備促進が必要である。しかし、計画規模を超える事態等では大規模な災害が発生することにより人的被害が発生するおそれがある。このため、基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、庁内横断的に検討を行うとともに、国・県等と連携して総合的に取組みを進める必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【企画】【土建】【都計】

○ 施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【土建】

○ 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となることから、地籍調査の更なる推進を図る必要がある。【都計】

（代表的な指標）

【企画/都計】耐震化が完了した主要駅(乗降者が１万人/日以上)　１駅(H27)（再掲）

【土建】橋梁(緊急輸送道路)の耐震化　０橋（H26)(再掲)

【都計】地籍調査済み面積　114k ㎡(H26)(再掲)

＜県＞耐震強化岸壁の整備率　0%（H26）（再掲）

8-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 河川・海岸堤防等の復旧や氾濫水排除などを迅速に実施する体制を構築するため、各施設管理者と連携した計画策定や必要な施設・資機材の整備を推進するとともに、復旧・復興を担う建設業者等の調達を含め、将来にわたった体制の維持に取り組んでいく必要がある。【土建】【下水】

○ 地震や津波による被害を最小化するため国・県・民間と連携しコンビナートに係る護岸や堤防等の強化等の地震・津波・液状化対策を着実に推進していく必要がある。＜国＞＜県＞＜民間事業者＞【総務】【土建】

（代表的な指標）

【下水】都市浸水対策達成率　69.7%(H26)(再掲)